

【翻訳】

章学誠校讎学論文訳注(四) 「史考积例」

章学誠校讎学論文译注(四) 《史考释例》

文教大学目録学研究会(＊樋口泰裕・渡邊大)

本稿は、清・章学誠『史考积例』の訳注である。訳出に当たっては嘉業堂本章氏遺書(漢声出版社、一九七三年)を底本とし、王重民『校讎通義通解』(上海古籍出版社、一九八七年)および倉修良『文史通義新編新注』(浙江古籍出版社、二〇〇五年)を参照した。底本に従って全体を三十三段にわけ、段毎に、原文・訓読・現代語訳・訳注の順でまとめた。また閲読の便宜をはかって各段に見出しをつけた。

『史籍考』の編纂は、朱彝尊『経義考』にならって史部および史部と関わる経・子・集の網羅をめざした史籍総目提要ともいえるべき一大事業であった。『史籍考』自体は失われてしまったが、その編纂方針をまとめたのが、乾隆五十三(一七八八)年にものされた『論修史籍考要略』と嘉慶三(一七八八)年になった『史考积例』の二篇である。「論修史籍考要略」は畢沅のもとで編纂が開始された時のもの、「史考积例」は、企画の頓挫、中断を経て、謝啓昆のもとで再開された時のものである。「史考积例」は、『史籍考』の収録範囲、分類と部目、体例について述べ、個別の書籍についてその帰属先の検討までおこなっており、理論・実践の両面において深化が窺える。『史籍考』の編纂については、本研究会の「章学誠校讎学論文訳注(三)『論修史籍考要略』」(『文教大学文学部紀要』三三・一、二〇二〇年三月)を参照されたい。

キーワード：章学誠 史考积例 史籍考 論集史籍考要略 校讎

* ひぐち やすひろ

文教大学文学部中国語中国文学科

わたなべ だい

文教大学文学部中国語中国文学科

第一段 『史籍考』と『經義考』

【原文】

著録の書、肇自劉氏『七略』、班氏因之而述『藝文』、自是荀簿・阮録・隋籍・唐藝、公私迭有撰記、不可更僕數矣^{〔注二〕}。其因著録而爲考訂^{〔注二〕}、則劉向『別録』以下未有繼者。宋晁氏公武、陳氏振孫始有專書、而馬氏『文獻通考』遂因之以著『經籍』、學者便之。然皆據所存書加詳悉耳。至於專門考求、無論書之存亡、但有見於古今著録、或羣書所稱引、苟有名目著見、無不收録考次、博綜貫串^{〔注三〕}、勒爲一家^{〔注四〕}、則古人所無、實創始於朱氏彝尊『經義存亡考』也^{〔原注〕}。『經義考』之原名也、乃朱氏著書本旨^{〔注五〕}。今『史考』一依『經考』起義^{〔注六〕}、蓋亦創始之書也。凡創始者功倍而效不能全、朱氏『經考』後人往往究其未至^{〔注七〕}、其前車也。況『史考』又倍難於經、雖黽勉加功、而牴牾疏漏、良亦不敢自保^{〔注八〕}。然明知創始之難、不敢避難而務爲之、則以經經必須史緯、著述之林、實爲不可不補之缺典也。讀者諒其難而有以益其所未盡、幸矣。

【訓読文】

著録の書は、劉氏『七略』自り肇まり、班氏之に因りて『藝文』を述べ、是れ自り荀簿・阮録・隋籍・唐藝、公私迭いに撰記有り、更僕するも数う可からず。其れ著録に因りて考訂を爲すは、則ち劉向『別録』以下未だ繼ぐ者有らず。宋の晁氏公武、陳氏振孫に始めて專書有り、而して馬氏『文獻通考』遂に之に因りて以て『經籍』を著し、學者之を便とす。然れども皆な存する所の書に拠りて詳悉を加うるのみ。考求を専門とし、書の存亡を論ずる無く、但だ古今の著録に見ゆる有り、或いは群書の称引する所に、苟しくも名目の著見する有らば、収録考次せざる無く、博綜貫串し、勒して一家を爲すに至りては、則ち古人の無き所にして、実に朱氏彝尊『經義存亡考』に創始するなり^{〔原注〕}。『經義考』の原名なり、乃ち朱氏著書の本旨なり。今『史考』は一に『經考』に依り義を起こすも、蓋し亦た創始の書なり。凡そ創始する者は功倍なるも效全うすること能わず、朱氏『經考』後人往往にして其の未だ至らざるを究むるは、其れ前車なればなり。況んや『史考』又た倍ます^{〔注八〕}経より難し、黽勉として功を加うと雖も、而るに牴牾

疏漏、良に亦た敢えて自ら保せず。然れども明らかに創始の難を知り、敢えて難を避けずして務めて之を為さば、則ち経の経たるには必ず史の緯たるを須むるを以て、著述の林、実に補わざるべからざるの缺典為らん。読者其の難を諒として以て其の未だ尽くさざる所を益すこと有らば、幸いなり。

【現代語訳】

(群書を) 著録する書籍(目録)は、劉氏『七略』から始まり、班氏はこれをもとに『漢書』藝文志を紹述し、それ以後、荀勗『中経新簿』・阮孝緒『七録』・『隋書』経籍志・『新唐書』藝文志などが公私にわたって次々に撰述され、枚挙に暇がないほどである。しかし著録をもとに考訂(提要)をなしたものとすると、劉向『別録』以降、それを継承したものとはなかった。宋の晁公武、陳振孫によく(考訂の) 專書が登場し、馬端臨『文獻通考』は(『郡齋讀書志』『直齋書錄解題』の) 二書にもとづいて『経籍考』を著し、学問に志す者はそれらを便利なものともなした。しかしながら(三書は) いずれも現存する書物を拠り所として詳細にしたものであ

る。考求を専門として、書物の存佚にかかわらず、ただ古今の著録に見えているだけのもの、あるいは群書に引用されて、わずかに名目のみでも記されているものがあれば、すべて収録して考查編次し、博綜貫通させ、一家の書としてまとめたものとなると、古人にはなかつたところで、まさに朱彝尊『経義存亡考』によつて創始されたものである(原注:『経義考』の元々の名称で、これこそが朱氏の著書の本旨である)。今『史籍考』は専ら『経義考』に従つて義例を立てるが、おもうに本書もまた創始の書である。総じて創始者は、功労は倍であつても効果を全うできないもので、朱氏『経義考』も後人が時折その不足を考究しているが、これも先駆者ゆえのことである。まして『史籍考』はさらに経よりもずつと困難であり、勉め励んだとしても、矛盾や疏漏は、自身でも保証しかねるほどである。しかしながら創始の困難をはつきりと知つて、困難を避けずに力を尽くして事に当たれば、経が経としてあるには史が緯でなければならぬ以上、『史籍考』は著述の叢林において、まさに補われるべき典籍である。読者におかれてはこゝうした困難を諒解された上で本書の不足を裨益くださ

れば幸いである。

【訳注】

〔一〕「不可更僕數」は、数え切れないほど多いこと。「礼記」儒行篇に「哀公曰：敢問儒行。孔子對曰：遽數之不能終其物、悉數之乃留、更僕、未可終也。」とある。

〔二〕「考訂」は、一般に書物の異同を調べて訛誤を正すことをいうが、後段に「劉向所爲『條其篇目、撮其旨意、錄而奏上』之言、劉歆部『七略』時所稱爲『別錄』者、乃考訂羣書之鼻祖、而後世鮮有述焉者也。」とあるように、ここでは、劉向『別錄』が念頭におかれており、書録・提要をまとめることを「考訂」としている。

〔三〕「博綜」は、ひろく治めること。蔡邕「陳留太守胡公碑」に「博綜古文、周覽篇籍、言語造次、必以經編加之。」とある。

〔四〕「一家」は、一家之言のこと。司馬遷「報任少卿書」に「史記編纂について」網羅天下放失舊聞、略考其行事、綜其終始、稽其成敗興壞之紀、上計軒轅、下至于茲、爲十表、本紀十二、書八章、世家三十、列傳七十、凡百三十篇、亦欲以究天人之際、通古今之變、成一家之言。」とあるのにもとづく。章学誠は、「申鄭」において、「鄭樵生千載而後、慨然有見於古人著述之源、

而知作者之旨、不徒以詞采爲文、考據爲學也。於是遂欲匡正史遷、益以博雅；貶損班固、譏其因襲、而獨取三千年來遺文故冊、運以別識心裁。蓋承通史家風、而自爲經緯、成一家言者也。」と述べて、鄭樵「通志」を別識心裁（独自の見識と判断）によつて一家言を成したものと高く評価する。一方、「釈通」自注では、「《文獻通考》之類、雖仿《通典》、而分析次比、實爲類書之學、無別識心裁、便於對策敷陳之用。」と、「邵与桐別伝」では、「自四庫徵書、遺籍秘冊薈萃都下、學士侈於聞見之富、別爲風氣、講求史學、非馬端臨氏之所爲整齊類比、即王伯厚氏之所爲考逸搜遺。」として、馬端臨「文獻通考」は、別識心裁なく、整齊類比しただけの編纂物だとして厳しい評価を与えている。

〔五〕「經義考」の初名が「經義存亡考」であったことは、「經義考」全体を初めて刊刻した盧見曾の識語（乾隆乙亥（二七五）年）にみえており、王士禛「居易錄」卷十二にも「竹垞過邸舍云：近著一書曰《經義存亡考》、以鄭夾漈《經籍志》作骨、而附益之、不傳者存其目、其傳者略論作者之意、辨其得失。蓋倣西亭《授經圖》、兼用晁公武《讀書志》之例也。竹垞篤好經學、所錄多鄧范氏天一閣、禾中項氏及曹氏倦圃、溫陵黃氏千頃堂祕本。」とある。また、章学誠は「經義考」撰述の「本

旨」を經義の存亡を跡づけることと考えていたが、朱彝尊自身は『曝書亭集』卷三十三「寄禮部韓尚書書」に「近日譚經者局守一家之言、先儒遺編失傳者十九、因倣鄱陽馬氏《經籍考》而推廣之。自周迄今、各疏其大略、微言雖絕、大義間存、編成《經義考》三百卷、分存、佚、闕、未見四門。於十四經外、附以逸經、楚緯、擬經、家學、承師、宣講、立學、刊石、書壁、鏤板、著錄、而以通說終焉。」と記している。

〔六〕「起義」とは書物の主義を明らかにし、体例を示すこと。杜預「春秋經伝集解序」に「一日微而顯、文見於此、而起義在彼。」とあるのにもとづく。

〔七〕『經義考』の不備は、収録範囲と分類・配列、存佚の判定、引用等体例にいたるまで多岐にわたって指摘されており、翁方綱『經義考補正』十二卷、謝啓昆『小学考』五十卷はその不足を補う目的をもって編纂された。なお、小学が「爾雅」のみを対象としていること、宣講・立学・家学・自叙がもとから欠けていることなどから、『經義考』は未完であったと考えられている。

〔八〕「不敢自保」は、(矛盾や齟齬はないと)とても請け合うことはできない、という意味。司馬光「進書表」に「自治平開局、迨今始成、歲月淹久、其間抵牾、不敢自保、罪負之重、固無

所逃。臣光誠惶誠懼、頓首頓首。」とあるにもとづいたものであろう。

第二段 目録における考訂(提要)の意義

【原文】

考訂與著錄事雖相貫、而用力不同。著錄貴明類例、求於書之面目者也。^{〔註一〕}考訂貴詳端委、求於書之精要者也。^{〔註二〕}就劉氏父子之業而論、世人但知其『經籍』『藝文』所祖而已、不知劉歆部次『七略』爲漢・隋諸志所祖、而世有其傳耳。至劉向所爲「條其篇目、撮其旨意、錄而奏上」之言^{〔註三〕}、劉歆部「七略」時所稱爲「別錄」者^{〔註四〕}、乃考訂羣書之鼻祖、而後世鮮有述焉者也。觀於經禮諸記、孔疏所引「鄭氏目錄」、與劉向不同、則同一治經而各爲目錄、即各有家法、非考訂不爲功也^{〔註五〕}。觀於唐人『十三代史目」、而宗諫略止三卷、殷仲茂詳至十卷、則同一考史而各爲著錄、即各成學業也^{〔註六〕}。是知考訂與著錄之功、似同而異、學者混於一例而不能析也。鄭樵『通志』雖疏、其論「校讎」之例甚精、然猶不能分別兩家之同異、故其論書有「名亡實不亡」、

曰「『三禮目録』雖亡可取諸『三禮』、『十三代史目録』雖亡可取諸『十三代史』。」^{〔注七〕}噫、孔疏明著劉・鄭禮目不同、『唐志』明著宗・殷卷次不合、正著錄諸家各有考訂之明證、而樵乃但欲取諸本書、便可謂目錄耶^{〔注八〕}。是故明乎向・歆術業之異同、而後知考訂與著錄之難易。知考訂之難於著錄、而後知朱氏創爲存亡兼考、是益爲其難。知經部之兼考存亡已爲其難、則知史籍之存亡大倍於『經考』之難矣。

【訓読文】

考訂と著録とは事相貫くと雖も、而して用力同じからず。著録は類例を明かすを貴び、書の面目を求むる者なり。考訂は端委を詳らかにするを貴び、書の精要を求むる者なり。劉氏父子の業に就きて論ずるに、世人は但だ其の『経籍』『藝文』の祖とする所なるを知るのみ、劉歆の部次せる『七略』の漢・隋諸志の祖とする所と爲り、世々其の伝有るのみにして、劉向爲す所の「其の篇目を条し、其の旨意を撮り、録して奏す」の言、劉歆『七略』を部する時に称して『別録』と爲す所の者に至りては、乃ち群書を考訂するの鼻祖

なるも、後世焉を述ぶる者有る鮮きを知らず。経礼諸記を觀るに、孔疏引く所の『鄭氏目録』、劉向と同じからざるは、則ち同一に経を治めて各々目錄を爲せば、即ち各々家法有り、考訂の功を爲さざるに非ざるなり。唐人の『十三代史目録』を觀るに、宗諫は略して三卷に止まり、殷仲茂は詳かなること十卷に至るは、則ち同一に史を考えて各々著録を爲せば、即ち各々学業を成すなり。是れ考訂と著録の功、同じ似くして異なるに、学ぶ者一例に混して析かつ能わざるを知る。鄭樵『通志』は疏なると雖も、其の『校讎』の例を論ずること甚だ精なり。然れども猶お兩家の同異を分別する能わず、故に其れ書を論じて「名亡びて實は亡びず」有り、曰わく「『三礼目録』亡ぶと雖も諸を『三礼』に取るべく、『十三代史目録』亡ぶと雖も諸を『十三代史』に取るべし。」と。噫、孔疏劉・鄭の礼目同じからざるを明著し、『唐志』宗・殷の卷次の合わざるを明著するは、正に著録の諸家に各々考訂有るの明証なり。而るに樵は乃ち但だ諸を本書に取らんと欲するは、便ち目錄と謂うべきか。是の故に向・歆の術業の異同に明らかにして、而る後に考訂と著録との難易を

知る。考訂の著録より難きを知りて、而る後に朱氏創めて存亡の考を兼ねるを為すは、是れ益々其の難きを知る。経部の考と存亡とを兼ねるの已だ其れ難きを知るをれば、則ち史籍の存亡『経考』の難きに大倍なるを知る。

【現代語訳】

考訂（提要）と著録とは事柄として互いに通じているが、力を注ぐ所は同じでない。著録は類別や義例を明らかにすることを重視し、書物の面目を追求するものである。考訂は内実を詳らかにすることを重視し、書の精要を追求するものである。劉向・劉歆父子の事業について論じれば、世人はただ経籍志・藝文志の始祖であるということを知るばかりで、劉歆の部次した『七略』のみが漢志・隋志など諸志の祖として代々継承されただけで、劉向がなした「其の篇目を条し、其の旨意を撮り、録して奏上」した言説、劉歆が『七略』を編次した際に『別録』と称したものが、群書考訂の鼻祖であって、後世に祖述者がなかったということについては知らないのである。経礼諸記を観るに、

孔疏が引用する『鄭氏目録』（『三礼目録』）が、劉向と同じでないのは、同じ経書を治めても各々が目録を編めば、各々に家法があるためで、考訂（提要）が役に立たないということではない。唐人の『十三代史目』を観るに、宗諫の方は簡略で三巻にとどまり、殷仲茂の方は詳細で十巻にもなっているのは、同じ史籍を考察しても各々著録を編めば、各々学問を成すからである。ここから考訂と著録の効能は、同じようにみえても異なっているのに、学問に志す者は一つのことには混同してしまい、区別できていないことが分かるのである。鄭樵『通志』は疎略ではあるが、校讎の体例を論ずるとききわめて精密である。それでもやはり両者の異同を区別できなかつたために、書籍を論じて「名亡びて実は亡びず」の一条があり、『三礼目録』は亡佚しても『三礼』から取り出すことができるし、『十三代史目』は亡佚しても『十三代史』から取り出すことができる」と述べているのだ。ああ、孔疏が劉・鄭の礼記に関する目録が同じでないことを明記し、『唐志』が宗・殷の巻次が合致しないのを明記しているのは、まさしく著録の諸家に各々考訂があつたことの明証で

ある。それなのに鄭樵はただそれを本書（目録が対象とする書籍）にのみ求めようとしている。それで目録といえるだろうか。したがって、劉向・劉歆の学術・成果の相違に明るくなって、はじめて考訂と著録の難易が分かるのである。考訂が著録より難しいことが分かった、朱氏がはじめて存佚（の判定）と考訂をとともにおこなったのは、益々困難であったことを知るのである。経部において考訂と存佚の兼行が非常に困難であることが分かって、史籍の存佚は『経義考』の難しさよりはるかにまさをことを知るのである。

【訳注】

〔一〕「類例」は、目録における分類・体例のこと。鄭樵『通志』校讎略「編次必謹類例論六篇」に「書之不明者、爲類例、不分也。」「書籍之亡者、由類例之法、不分也。類例分則百家九流各有條理、雖亡而不能亡也。」「類書猶持軍也、若有條理、雖多而治。若無條理、雖寡而紛。類例不患其多也、患處多之無術耳。」「類例既分、學術自明、以其先後本末具在。」などとあり、類例がしっかりしていれば、学術の分類と変遷、書籍の位置づけが明確になると主張している。章学誠も「論修

史籍考要略」で「二曰家法宜辨。校讎之學與著錄相爲表裏。校讎類例不清、著錄終無原委。舊例以二十一家之言同列正史、其實類例不清。馬遷乃通史也、梁武《通史》、鄭樵《通志》之類屬之；班固斷代專門之書也、華、謝、范、沈諸家屬之；陳《志》分國之書也、《十六國春秋》、《九國志》之類屬之；南北史斷取數代之書也、歐、薛《五代》諸史屬之；《晉書》、《唐書》、集眾官修之書也、宋、遼、金、元、諸史屬之；家法分明、庶幾條理可貫、而究史學者可以溯源流矣。」と、『校讎通義』漢志諸子で「著錄之義、固所以明大道而治百家也。」と述べている。そこから推せば、後半の「求於書之面目」は、個々の書物を学術体系とその変遷の中に位置づけることによつて、著述としての意義を明らかにすることとなる。

〔二〕「端委」は、内実、また、根底の意。個別の書籍を学術体系に位置づけるのが著録（目録）の役割なのに対し、考訂の意義は書物の精髓を示す点にあるというのが章学誠の主張である。「修志十議」に「近世志藝文者、類輯詩文記序、其體直如文選；而一邑著述目錄、作者源流始末、俱無稽考、非志體也。今擬更定凡例：一做班《志》劉《略》；標分部彙、刪蕪擷、秀跋其端委、自勒一考、可爲他日館閣校讎取材、斯則有裨文獻耳。」とある。

〔三〕「漢書」藝文志・総序に劉向の校書事業について「每一書已、向輒條其篇目、撮其指意、録而奏之。」とあることをいう。

〔四〕阮孝緒「七録序」に「昔劉向校書、輒爲一録、論其指歸、辨其訛謬、隨竟奏上、皆載在本書。時又別集眾録、謂之《別録》、即今之《別録》是也。」とある。また、「史篇別録例議」には「史篇別録」という書名に因連して「別録」之名、倣於劉向、乃是取《七略》之書部、撮其篇目、條其得失、録而奏上之書、以其別於本書、故曰「別録」。今用其名以治紀傳編年二家之史、亦曰「別録」、非劉氏之旨也。蓋諸家之史、自有篇卷目錄冠於其首以標其次第；今爲提綱掣領、次於本書目錄之後、別爲一録、使與本書目錄相爲經緯、斯謂之「別録」云爾。蓋與劉氏之書、同名而異用者也。」とある。

〔五〕「鄭氏目錄」は、『隋書』經籍志に「三禮目錄一卷鄭玄撰」とある。「三礼目錄」のこと。たとえば、『周礼注疏』天官・冢宰の賈疏に「《鄭目錄》云：象天所立之官。冢、大也。宰者、官也。天者統理萬物、天子立冢宰、使掌邦治、亦所以總御眾官、使不失職。不言司者、大宰總御眾官、不使主一官之事也。」とあるように「三礼目錄」は三礼の各篇を対象とする提要であった。特に、「礼記」については、「礼記正義」の孔疏に「案《鄭目錄》云：名曰《曲禮》者、以其篇記五禮之事。祭祀之說、

吉禮也；喪荒去國之說、凶禮也；致貢朝會之說、賓禮也；兵車旌鴻之說、軍禮也；事長敬老執贄納女之說、嘉禮也。此於《別録》屬制度。」とあるように、篇毎に「此於《別録》屬某某」として劉向による礼記諸篇の分類が制度・通論・明堂陰陽記・喪服・世子法・祭祀・樂記・吉事などと注記されている。章学誠は後に言及される鄭樵の所説を念頭に提要の一家言としての性格を説くものである。本段注七参照。

〔六〕「十三代史目」は「旧唐書」經籍志には著録されず、「新唐書」藝文志が「宋諫注十三代史目十卷」を、『郡齋讀書志』が「十三代史目三卷」を、「右唐殷仲茂撰。輯《史記》、兩漢、三國、晉、宋、齊、梁、陳、後魏、北齊、周、隋史籍篇次名氏。國朝杜鎬以唐五代書目續之。」として著録する。また、鄭樵「通志」藝文略は両書を著録している。繆荃孫「唐書藝文志注」は「疑仲茂撰目而諫注之」とし、王重民「校讎通義通解」は「宗諫的「史目」没有提要、殷仲茂的「史目」是有提要的。」とするが、章学誠は著録、考訂ともに両書には異同があるとみなしているようにおもわれる。

〔七〕「通志」校讎略「書有名亡實不亡論」に「書有亡者、有雖亡而不亡者、有不可以不求者、有不可求者。《文言略例》雖亡、而《周易》具在。漢、魏、吳、晉《鼓吹曲》雖亡、而《樂

府」具在。《三禮目録》雖亡、可取諸三《禮》。《十三代史目録》雖亡、可取諸十三代史。常鼎寶《文選著作人名目録》雖亡、可取諸《文選》。孫玉汝《唐列聖實録》雖亡、可取諸唐實録。《開元禮目録》雖亡、可取諸《開元禮》。凡此之類、名雖亡而實不亡者也。」とある。鄭樵は目録の類例を重視し正確な分類によって學術の盛衰を反映できると主張した。章学誠はそのこと自体を否定するわけではないが提要には類例とは異なる独自の意義があるとの立場に立っている。「三礼目録」および「十三代史目」については、「校讎通義」補鄭六之一にも「鄭樵論書、有名亡實不亡、其見甚卓。然亦有發言太易者、如云：『鄭玄《三禮目録》雖亡、可取諸三《禮》。』則今按以《三禮正義》、其援引鄭氏《目録》、多與劉向篇次不同、是當日必有說矣、而今不得見也。豈可曰取之三《禮》乎？又曰：『十三代史目』雖亡、可取諸十三代史。」考《藝文》所載《十三代史目》、有唐宗諫及殷仲茂兩家；宗諫之書凡十卷、仲茂之書止三卷、詳略如此不同、其中亦必有說。豈可曰取之十三代史而已乎？其餘所論、多不出此、若求之於古而不得、無可如何、而旁求於今有之書、則可矣。如云古書雖亡而實不亡、談何容易耶。」とあり、「三礼目録」や「十三代史目」の提要が残されていれば、鄭玄と劉向、宗諫と殷仲茂の見解の違いが明白

になったであろうと述べている。

〔八〕鄭玄の「三礼目録」は（孔疏の引用から）劉向とは異なる見解を示していたことが窺えるし、宋諫と殷仲茂の「十三代史目」も（巻数の違いから）それぞれ異なる解説がなされていたと考えられる。「三礼目録」や「十三代史目」が失われても本書たる三礼や十三代史から各書が収載する篇目が分かると鄭樵はいうが、肝心の考察部分はやはり不明のままである。そもそもただ篇目をあげるだけでは目録とはいえない、（目録において分類を最重視した鄭樵に対して）目録の目録たる所以は考訂（提要）にある、というのが本箇所における章学誠の主張。

第三段 史学と『春秋』

〔原文〕

古無史學、其以史見長者、大抵深於『春秋』者也〔注一〕。
陸賈・史遷諸書、劉・班部於『春秋』家學、得其本矣〔注二〕。
古人書簡而例約、雖治史者之法『春秋』、猶未若後世治經學者之說『春秋』繁而不可勝也〔注三〕。故『春秋』之義行、而名史皆能自得於不言之表焉〔注四〕。馬・班・陳氏不作而史學衰、於是史書有專部。而所部之書

轉有不盡出於史學者矣^{注五}。蓋學術歧而人事亦異於古、固江河之勢也。史離經而子・集又自爲部次、於是史於羣籍畫分三隅之一焉。此其言乎統合爲著錄也、若專門考訂爲一家書、則史部所通、不可拘於三隅之一也^{注六}。史不拘三隅之一、固爲類例之所通、然由其類例深思相通之故、亦可隱識古人未立史部之初意焉。

【訓読文】

古に史学無し、其れ史を以て長を見ず者は、大抵『春秋』に深き者なり。陸賈・史遷の諸書、劉・班の『春秋』家学に部するは、其の本を得たり。古人の書は簡にして例は約なり、史を治むる者の『春秋』に法ると雖も、猶お未だ後世の經学を治むる者の『春秋』を説くこと繁にして勝うべからざるに若かず。故に『春秋』の義行なわれ、史を名のるもの皆な能く不言の表に自得す。馬・班・陳氏^お作らずして史学衰え、是に於て史書に専部有り。而して部する所の書転た尽くは史学に出でざる者有り。蓋し學術歧れて人事も亦た古に異なるは、固より江河の勢なり。史は經を離れ子・集も又た自ら部次を為す。是に於て史は群籍に於て三隅の一

を画分す。此に其れ統合して著録を為すと云うは、若し専門に考訂して一家の書を為せば、則ち史部の通ずる所、三隅の一に拘るべからず。史三隅の一に拘らざるは、固より類例の通ずる所と為す、然らば其の類例に由りて相通するの故を深思すれば、亦た隱かに^{ひそ}古人の未だ史部を立てざるの初意を識るべし。

【現代語訳】

古に史学はなく、史書によって顕著な業績をしるした者は、おおむね『春秋』に深通していた。陸賈・司馬遷の諸書を、劉歆・班固が春秋家の学に分類しているのは、その根本を得たものである。古人の書物は簡潔で体例は約略であり、史を修める者は『春秋』を規範としたが、後世の經学を修める者が『春秋』を説くこと繁多で数え切れないとは異なっていた。そのため『春秋』の義は行なわれ、史を名のるものはみな不言の表現の中に（『春秋』の義を）自得していた。司馬遷・班固・陳寿のような人物がいなくなると史学は衰え、（書目には）史書のための専部ができた。しかし史部に入れられた書籍の全てが史学に由来するものというわ

けではなかった。おもうに、學術が（時とともに）分岐し、人事もまた古と異なっていくのは、長江・黄河の流れのようなものである。史籍は経書から分離し、子・集もまた自ずと別に部立てをなし、こうして史部は群籍において三隅の一角を占めるにいたった。ここに（『史籍考』において四部を）統合して著録を行うと言うのは、もし考訂専門に一家の書をなすなら、史部の通じているところは、三隅の一角のみに拘つてはならない。史籍が三隅の一角のみに拘らないのは、もともと類例の通ずる所だからであり、とすればその類例から互いに通じている由縁を深思すれば、また古人が史部を立てなかつた初意を心中に識ることができであろう。

【訳注】

〔一〕「答客問上」に「史之大原、本乎《春秋》。」とあるように、章学誠は「史」の淵源を『春秋』に求めた。「古無史學」という発言は難解だが、六経皆史、治教無二を唱える章学誠は古の学問は史学にはかならず、わざわざ史学を称することはなかつたといいたいのであろう（第十六段には「古人史學、口授心傳、而無成書；其有成書、即其所著之史是也。……自史學亡而始有史學之名」とある）。その治教無二の体制が崩れ、やがて個人の著述が生まれるが、その結節点にあたるのが孔子の『春秋』述作であり、個人の著述（一家言）としての史書は『春秋』の義を継承すべきである、というのが章学誠の主張である。そして、『申鄭』に「夫史遷絶學《春秋》之後、一人而已。其範圍千古、牢籠百家者、惟創例發凡、卓見絶識、有以追古作者之原、自具《春秋》家學耳。」とあるように、章学誠が『春秋』の繼承者として最も高く評価したのが司馬遷の『史記』であった。

〔二〕陸賈『楚漢春秋』や司馬遷『太史公』が劉歆『七略』および班固『漢書』藝文志の六藝略・春秋家に著録されていること。

〔三〕古の書物は体例が簡約であつたため、厳格な体例をもつ『春秋』に範をとつた史書も、後世の経学者が穿鑿したような煩雑さはなかつたということ。「易教下」に「《春秋》之例也、謹嚴而不可假借矣。」とあり、「書教下」に「《尚書》、《春秋》、皆聖人之典也。《尚書》無定法而《春秋》有成例、故《書》之支裔折入《春秋》、而《書》無嗣音。有成例者易循、而無定法者難繼、此人之所知也。」とあるように、章学誠は『春秋』を「例」という観点で捉える一方で、「書教下」では「夫經爲解晦、當求無解之初；史爲例拘、當求無例之始。例自《春秋》

左氏始也、盡求《尚書》未入《春秋》之初意歟。」とも述べていて、史書が「例」とらわれすぎることには否定的であった。

[四] 章学誠が「春秋の義」を経世・人事に見出していたこと、後世の史書もそれを継承すべきと考えていたことは、「浙東學術」に「知史學之本於《春秋》、知《春秋》之將以經世、則知性命無可空言、而講學者必有事事、不特尤門戶可持、亦且無以持門戶矣。……史學所以經世、固非空言著述也。且如《六經》同出於孔子、先儒以爲其功莫大於《春秋》、正以切合當時人事耳。」とあることから分かる。また、「史考摘録」に「通史仿於史遷、自是一家著作、溯源《春秋》、其間多有法外之意、可意會而不可言傳。若在官修之書、不可行矣。」と、「答客問上」に「唐後史學絕而著作無專家、後人不知《春秋》之家學、而猥以集眾官修之故事、乃與馬、班、陳、范諸書并列正史焉。於是史文等於科舉之程式、胥吏之文移、而不可稍有變通矣。間有好學深思之士、能自得師於古人、標一法外之義例、著一獨具之心裁。」とあるように、章学誠は（言葉で表すことのできない）法外の義例を自得すること、独自の見識をもつことを重視した。

[五] 史部がたてられた経緯については「校讎通義」宗劉第二二の一に「《七略》之流而爲四部、如篆隸之流而爲行楷、皆勢之所

不容已者也。史部日繁、不能悉隸以《春秋》家學、四部之不能返《七略》者一。」とある。一家の言であった史書が史法にとられ衆家によつて編纂されるようになった唐代に史学は途絶したと章学誠は考えていることについては、本段注四に引いた「答客問上」のほか、「亳州志掌故例議中」に「史學亡於唐、而史法亦莫具於唐。」と、「志隅自序」に「獲麟而後、遷、固極著作之能、向、歎盡條別之理、史家所謂規矩方圓之至也。魏、晉、六朝、時得時失、至唐而史學絕矣。其後如劉知幾、曾鞏、鄭樵、皆良史才、生史學廢絕之後、能推古人大體、非六朝、唐宋諸儒所能測識、餘子則有似於史而非史、有似於學而非學爾。然鄭樵有史識而未有史學；曾鞏具史學而不具史法；劉知幾得史法而不得史意、此予《文史通義》所爲作也。」とある。

[六] 章学誠にとつて六經はすべて史官に掌られた先王の政典であるとともに後世の學術、著述の淵源でもあった。「報孫淵如書」に「愚之所見、以爲盈天地間、凡涉著作之林、皆是史學、六經特聖人取此六種之史以垂訓者耳。子集諸家、其源皆出於史、末流忘所自出、自生分別、故於天地之間、別爲一種不可收拾、不可部次之物、不得不分四種門戶矣。」とあるように、史から発展した著述の源流を疏通し、その義を闡明することも「史籍考」の大きな目的のひとつであった。

第四段 史部と六經

【原文】

蓋史有『律曆志』^{注二}、而卦氣通於律曆^{注三}、則『易』之支流通於史矣。史有『藝文志』、而詩書篇序爲校讎目錄所宗、則『詩』『書』之支流通於史矣（原注：『禹貢』天文、『洪範』五行、『雅』『頌』入樂、姑勿具論）。史有『職官志』、而『周官』可通。有『禮儀志』、而『禮』『樂』二經可通。後儒攻『春秋』於講義者不通於史^{注三}、若『春秋』地理・國名之考、長曆災變之推、世族卿聯之譜、則天文・地理・五行・譜牒、何非史部之所通乎^{注四}。故六經流別、爲史部所不得不收者也。

【訓読文】

蓋し史に『律曆志』有り、而して卦氣は律曆に通ずれば、則ち『易』の支流は史に通ず。史に『藝文志』有り、而して詩書篇序は校讎目錄の宗とする所と爲れば、則ち『詩』『書』の支流は史に通ず（原注：『禹貢』は天文、『洪範』は五行、『雅』『頌』の樂に入るは、姑く具さに論ずること勿し）。史に『職官志』有り、而して『周官』通

ずべし。『礼儀志』有り、而して『礼』『樂』二經通ずべし。後儒の『春秋』を講義に攻むる者は史に通ぜず、『春秋』地理・國名の考、長曆・災變の推、世族・卿聯の譜の若きは、則ち天文・地理・五行・譜牒にして、何ぞ史部の通ずる所に非ざるか。故に六經の流別は、史部の収めざるを得ざる所の者爲り。

【現代語訳】

おもうに史書には『律曆志』があり、卦氣は律曆に通じているから、『易』の支流は史に通じているとうことになる。史書には『藝文志』があり、詩書の篇序は校讎目錄の本宗であるから、『詩』『書』の支流は史に通じていることになる（原注：『禹貢』は天文、『洪範』は五行、『雅』『頌』の樂に入ることについては、しばらく措くこととしてつおさには論じない）。史書には『職官志』があるのは、『周官』に通じているためである。『礼儀志』があるのは、『礼』『樂』二經に通じているためである。後儒の『春秋』を講義によって修める者は史に通じていないが、『春秋』の地理・國名の考実、長曆・天災地變の推究、名家の家譜や高級官僚の系譜のようなもの

は、天文・地理・五行・譜牒の類であり、どうして史部の通じぬところであろうか。つまり六経の流れを汲む諸学・書籍は、史部が収めないわけにはいかないものなのである。

【訳注】

〔一〕「曆」字は底本は「憲」に作る。以下、同じ。

〔二〕「卦氣」は、六十四卦を四時・氣候に分類・配当したもの。

坎・離・震・兌を四時卦とし、その二十四爻を二十四節氣にあて、復・臨・泰・大壮・夬・乾・姤・遯・否・觀・剝・坤を十二支にあて十二月消息卦とし、その七十二爻は七十二候にあてた。さらに残りの四十八卦は十二月に割りあて各月の消息卦とあわせた五卦を君臣等の位に、三十爻を一月の日数に配した。

〔三〕本箇所「講義」は講学などで用いられた教科書のことであろう。「史学例議上」に「至於歐陽名賢、何可輕議。但其《五代史記》實無足矜。蓋歐陽命意、則云筆削折衷《春秋》、而文章規仿司馬、其說甚得其似而非其是也。蓋筆削自當折衷《春秋》、而歐陽所見之《春秋》、乃是村荒學、究之《春秋》講義、非《左》、《國》經緯賈誼杜解之《春秋》。」とある。

〔四〕「長曆」は、曆法によって推算した数百年にわたる年月朔閏を記した曆。『晋書』杜預伝に「既立功之後、從容無事、乃耽思經籍、爲春秋左氏經傳集解。又參攷眾家譜第、謂之釋例。又作盟會圖、春秋長曆、備成一家之學、比老乃成。」とある。

第五段 史部と子部

【原文】

自夫子有知我罪我之言、明『春秋』之所作〔注二〕、而戰國諸子遂以『春秋』爲著書獨斷之總名、不必盡拘於編年紀月、而命名亦曰『春秋』〔注三〕、此載籍之一大變也。然年月縱可不拘、而獨斷必憑事實、於是亦自據其所見・所聞・所傳聞者、筆之於書、若史遷所敘、鐸椒・虞卿・呂不韋之所撰述〔注三〕、雖曰諸子家言、實亦史之流別矣。又如隋唐而後、子部列有類家〔注四〕、而會要典故之書、其例實通於史；法家〔原注：子部〕之有律令〔原注：史部〕〔注五〕、兵家〔原注：子部〕之有武備〔原注：史部〕〔注六〕、說家〔原注：即小說家、亦隸於子部〕之有聞見〔原注：史部〕〔注七〕、譜錄〔原注：古人所無、《遂初堂書目》所創、亦隸於子部〕之有名數〔原注：史部〕〔注八〕、是子庫之通於史者什

之九也。

【訓読文】

夫子に「我を知る、我を罪す」の言有りて、『春秋』の作る所を明らかにし、而して戦国諸子遂に『春秋』を以て著書独断の総名と為し、必ずしも尽くは編年紀月に拘らず、命名して亦た『春秋』と曰う、此れ載籍の一大変なり。然れば年月は縦い拘わらざるべくも、而して独断は必ず事実を憑る、是に於て亦た自ら其の見る所、聞く所、伝聞する所の者を摭い、之を書に筆す、史遷の叙する所の、鐸椒・虞卿・呂不韋の撰述する所の若きは、諸子家の言と曰うと雖も、実は亦た史の流別なり。又た隋唐より後の如きは、子部の列に類家有り、而して会要典故の書、其の例 實は史に通ず。法家（原注：子部）の律令有り（原注：史部）、兵家（原注：子部）の武備有り（原注：史部）、説家（原注：即ち小説家、亦た子部に隸す）の聞見有り（原注：史部）、譜録（原注：古人に無き所、『遂初堂書目』の創める所、亦た子部に隸す）の名数有り（原注：史部）、是れ子庫の史に通ずる者仕の九なり。

【現代語訳】

夫子が「私を知るもの、私を罪するもの（は『春秋』である）」という発言をされ、『春秋』を作った所以を明らかにして以降、戦国の諸子はやがて『春秋』を著書・独断の総称として、必ずしも編年紀月の体裁に拘わらず、命名して『春秋』と呼ぶようになった。これは書籍の一大変化である。かくしてたとえ年月には拘泥せずともかまわぬが、独断は必ず事実にもとづかなくてはならず、こうして、また自らの目にしたこと、耳にしたこと、伝聞したことを摭採し、書籍に記したのである。司馬遷が記録している鐸椒・虞卿・呂不韋の撰述は、諸子家の言ではあるが、実は史の流別でもあるのだ。さらに隋唐以降になると、子部に類家ができたが、会要・典故の書も、その義例は實は史に通じている。法家（原注：子部）には律令があり（原注：史部）、兵家（原注：子部）には武備があり（原注：史部）、説家（原注：即ち小説家、やはり子部に属す）には聞見があり（原注：史部）、譜録（原注：古人には無く、『遂初堂書目』が創め、やはり子部に属す）には名数があり（原注：史部）、子庫にあつては十のうち八九が史に通じているのである。

【訳注】

〔一〕「知我、罪我」は、『孟子』滕文公上の「世衰道微、邪說暴行有作、臣弑其君者有之、子弑其父者有之。孔子懼、作《春秋》。《春秋》、天子之事也。是故孔子曰：『知我者其惟《春秋》乎。罪我者其惟《春秋》乎。』」にもとづく言葉。

〔二〕与孫淵如觀察論学十規に「自孔子筆削《春秋》有知我罪我之說、後人以『春秋』二字爲胸中別具、是非之通名、不盡拘於編年例也。」とある。

〔三〕『校讎通義』漢志諸子第四二十九に「古者《春秋》家言、體例未有一定：自孔子有知我罪我之說、而諸家著書、往往以《春秋》爲獨見心裁之總名。然而左氏而外、鐸椒、虞卿、呂不韋之書、雖非依經爲文、而宗仰獲麟之意、觀司馬遷敘《十二諸侯年表》、而後曉然也。」とある。

『史記』十二諸侯年表には「孔子明王道、干七十餘君、莫能用、故西觀周室、論史記舊聞、興於魯而次《春秋》、上記讎、下至哀之獲麟、約其辭文、去其煩重、以制義法、王道備、人事決。七十子之徒口受其傳指、爲有所刺譏、褒諱把握之文辭、不可以書見也。魯君子左丘明懼弟子人人異端、各安其意、失其真、故因孔子史記具論其語、成《左氏春秋》。鐸椒爲楚威王傅、爲王不能盡觀《春秋》、采取成敗、卒四十章、爲《鐸氏微》。趙

孝成王時、其相虞卿上采《春秋》、下觀近勢、亦著八篇、爲《虞氏春秋》。呂不韋者、秦莊襄王相、亦上觀尚古、刪拾《春秋》、集六國時事、以爲八覽、六論、十二紀、爲《呂氏春秋》。」とある。

〔四〕「類書」は『隋書』經籍志では子部・雜家に入れられていたが、『旧唐書』經籍志で類事が立てられ、以降、類書・類家などの類目で呼ばれた。

〔五〕「漢書」藝文志・諸子略・法家に「李子三十二篇（名悝、相魏文侯、富國強兵）」とある『法經』について「經解中」に「李悝《法經》、後世律令之所權輿。」という。

〔六〕「漢書」藝文志・兵書略の序に「兵家者、蓋出古司馬之職、王官之武備也。」とあることを踏まえたものか。兵書は『七録』では子兵録、『隋書』經籍志では子部・兵家に収められる。

〔七〕「封氏聞見記」が『新唐書』藝文志では史部・雜伝類に、『宋史』藝文志では子部・小説類に『封演聞見記』として著録されていることをいうか。『隋書』經籍志・雜史の類序に「靈獻之世、天下大乱、史官失其常守。博達之士、愍其廢絶、各記聞見、以備遺亡。」とある。

〔八〕「譜録」は、尤袤『遂初堂書目』から子部に立てられ、図譜の類を収める。「名數」は、氏名と官職、転じて官職とそ

の定員を記した一覽表のこと。「隋書」経籍志・史部・職官の序に「古之仕者、名書於所臣之策、各有分職、以相統治。《周官》：冢宰掌建邦之六典、而御史數凡從正者。然則冢宰總六卿之屬、以治其政、御史掌其在位名數、先後之次焉。今《漢書》百官表列眾職之事、記在位之次、蓋亦古之制也。」とある。

第六段 史部と集部

【原文】

文集仿於東京、至魏晉而漸廣、至今則浩如煙海矣^{〔注二〕}。然自唐以前、子史著述專家、故立言^{〔原注：入子〕}與記事^{〔原注：入史〕}之文不入於集、辭章詩賦所以擅集之稱也。自唐以後、子不專家而文集有論議、史不專家而文集有傳記、亦著述之一大變也^{〔注三〕}。彼雖自命曰文、而君子以爲是即集中之史矣^{〔原注：指傳記言〕}。況内制外制、王言通於典謨^{〔注三〕}、表狀章疏、蓋臣亦希訓誥。是別集之通乎史矣。至於總集、尤爲同苔異岑^{〔注四〕}。人知漢晉樂志分別郊廟房中、而不知樂府之集實備諸志之全^{〔注五〕}。人知金石著錄創於歐・趙諸目、而不知梁・元碑集已爲宋賢開創^{〔注六〕}、是則集部之書又與史家互出入也。

【訓読文】

文集は東京に仿まり、魏晉に至りて漸く広まり、今に至りては則ち浩きこと煙海の如し。然るに唐自り以前は、子史の著述は專家にして、故に立言^{〔原注：子に入る〕}と記事^{〔原注：史に入る〕}の文とは集に入らず、辭章詩賦の以て擅集する所の称なり。唐自り以後、子は專家たらずして文集に論議有り、史は專家たらずして文集に伝記有り、亦た著述の一大変なり。彼自ら命じて文と曰うと雖も、君子以て是れ即ち集中の史と爲す^{〔原注：伝記を指して言う〕}。況んや内制外制の王言は典謨に通じ、表狀章疏、蓋臣亦た訓誥を希うをや。是れ別集の史に通ずるなり。総集に至りては、尤も同苔異岑と爲す。人漢晉樂志の郊廟房中を分別するを知りて、樂府の集實は諸志の全きを備うるを知らず。人金石著錄の歐・趙の諸目に創まるを知りて、梁・元碑集の已に宋賢の開創爲るを知らず、是れ則ち集部の書又た史家と互いに出入するなり。

【現代語訳】

文集は後漢に始まり、魏晉になってしだいに広まり、

現在では広大なこと霞のかかった海のようなのである。しかし唐以前は、子史の著述は専門家であつて、そのため

(持論を陳述する)立言(原注:子部に属す)と(事柄を記録する)記事(原注:史部に属す)の文章は集に入ることはなく、(集とは)修辭的文章である詩賦を専ら集めたものの呼称であつた。唐以後は、子は専門家ではなくなつて文集の中に論議が含まれることになり、史は専家でなくなつて文集の中に伝記が含まれることになつた。これもまた著述における一大変化であつた。彼ら自身は文と名づけたのであつたが、(事理をわきまえた)君子はそれを集の中の史とみなすのである(原注:伝記を指していう)。まして内制・外制といった王言(として作成されたもの)は典謨に通じるし、表状・章・疏など、忠臣が訓誥・教導・告誡を願つた文章はいうまでもない。つまり別集は史に通じているのである。総集にいたつては、殊に糅然としている。人は漢晋の樂志が郊廟と房中を分別しているのは知つてゐるが、樂府集には、実は諸志の全てが備わつてゐることを知らないでゐる。金石著録が歐陽脩・趙明誠の諸目に始まつたのは知つてゐるが、梁元帝の碑集がすでに宋代の賢者らの開拓者であつた

ことを知らずにゐる。つまり集部の書も史家と関連があるのである。

【訳注】

「一」文集の始まりと隆盛については「詩教下」に「集文雖始於建安(魏文撰徐、陳、應、劉文爲一集。此文集之始。摯虞《流別集》猶其後也)、而實盛於齊、梁之際;古學之不可復、蓋至齊、梁而後蕩然矣(摯虞《流別集》、乃是後人集前人;人自爲集、自齊之《王文憲集》始;而昭明《文選》、又爲總集之盛矣)。范、陳、《晉》、《宋》者史所載文人列傳、總其撰著、必云詩、賦、碑、箴、頌、誄、若干篇、而未嘗云文集若干卷、則古人文字散著篇籍、而不強以類分可知也。」とある。

「二」「詩教上」に「子史衰而文集之體盛、著作衰而辭章之學興。文集者、辭章不專家、而萃聚文墨以爲蛇龍之涖也(詳見《文集》篇)。後賢承而不廢者、江河導而其勢不容復遏也。經學不專家、而文集有經義;史學不專家、而文集有傳記;立言不專家(即諸子書也)、而文集有論辨;後世之文集、舍經義與傳記論辨之三體、其餘莫非辭章之屬也。」とある。また、「文集」に「古人有專家之學而後有專門之書、有專門之書而後有專門之授受(鄭樵蓋嘗云爾)、即類求書、因流溯源、部次之法明、雖三墳五

典可坐而致也。自校讎失傳而文集類書之學起，一編之中，先自不勝其龐雜，後之興者，何從而窺古人之大體哉。」とある。

〔三〕「内制・外制」は、詔令のこと。内制は翰林学士が起草し、外制は中書舍人・知制誥が起草した。典謨は、『尚書』の典と謨のこと。孔安國「尚書序」に「足以垂世立教，典謨，訓誥，誓命之文，凡百篇。所以恢弘至道，示人主以軌範也。」とある。

〔四〕「苔岑」は志を同じくし道をともにする朋友のこと。郭璞「贈温嶠」に「人亦有言，松竹有林。及爾臭味，異苔同岑。」とある。

〔五〕「史記」樂書以來、いわゆる二十四史の正史において、樂府について立てられた「志」としては、『漢書』礼樂志、『晋書』樂志、『宋書』樂志、『南齊書』樂志、『魏書』樂志、『隋書』音樂志、『旧唐書』音樂志、『新唐書』礼樂志、『旧五代史』樂志、『宋史』樂志、『遼史』樂志、『金史』樂志、『元史』礼樂志、『明史』樂志がある。また、樂府總集ないし論書は、編者の明らかなものとしては晋代からすで見え、西晋荀勗撰『晋讎樂歌辞十卷』（隋志 集部・總集類）、宋張永「元嘉正声技録」（古今樂録 所引）、宋王僧虔「大明三年宴樂技録」（古今樂録 所引）などがあり、その他にも多くが『隋志』集部・總集類に著録されている。

〔六〕歐陽脩『集古録』十卷は、先秦から五代に至るまでの古今

の金石文を収集し自ら跋文を附す。趙明誠はそれに倣い、同じく先秦から五代に至るまでの金文、石刻を収め、自らの跋尾を加えて『金石録』三十巻をまとめた。史部・目錄類に著録される『集古録』の四庫提要には、歐陽脩の法書収集に先立つ存在として梁元帝を挙げ、「自梁元帝集錄碑刻之文，爲碑英一百二十卷。見所撰金樓子是爲金石文字之祖，其書不傳。」と述べられている。梁元帝による碑集はいわゆる史志目錄では『隋志』集部・總集類に、「亡」として、「釋氏碑文三十巻」が見えるばかりであるが、元帝自らが自身の著述を整理した目錄である『金樓子』著書篇には、丁部に「碑集十秩百巻」を著録している。

第七段 収載範圍と部立て

【原文】

蓋史庫畫三之一、而三家多與史相通、混而合之則不清、拘而守之則已隘。是則抉注擇去取、不無搔首苦心、『史考』之牽連、不如『經考』之截然劃界也。自隋唐諸志、分別史爲四庫之乙、其大綱矣。史部條目、如正史・編年・職官・儀注之屬、少者不過十二三門（原注：隋唐）注三、

注：「焦竑『国史経籍志』・黄丕烈『千頃堂書目』、おもうに四庫の「一」であれば、おおよそこの程度であり、簡略というわけではない。しかし今『史籍考』においては）類目や体例を拡充し、上からは経を援き入れ、下からは子集を合わせるわけだから、史部専門の旧目に細々と拘わって、おのずからその変化を突き詰めることはできない。新たに類目や体例をつくり（原注：今十二の大類、五十七の細目に分類する）、従来のものに損益折衷を加えないわけにはいかないということである（原注：畢沅の原稿は百十二の細目に分類していたが、非常に繁雑であるので、今、合併省略を加えた）。『史籍考』の編纂は、『経義考』が経にしたがって分類をなし、その分合に苦勞がないのとは事情が異なっているのである。

【訳注】

〔一〕「抉」字は底本は「決」字に作る。王重民『校讎通義通解』に依って改めた。

〔二〕『隋書』経籍志は「正史・古史・雜史・霸史・起居注・旧事・職官・儀注・刑法・雜伝・地理・譜系・簿録」の十三類、「旧唐書」経籍志および『新唐書』藝文志は「正史・編年・偽史・

雜史・起居注・故事・職官・雜伝・儀注・刑法・目錄・譜牒・地理」の十三類に分ける。

〔三〕焦竑『国史経籍志』の史部は「正史・編年・霸史・雜史・起居注・故事・職官・時令・食貨・儀注・法令・伝記・地理・譜系・簿録」の十五類であるが、これに集部の「制誥」と「表奏」の二類を加えているものであろう。黄虞稷『千頃堂書目』は「国史・正史・通史・編年・別史・霸史・史学・史鈔・地理・職官・典故・時令・食貨・儀注・政刑・伝記・譜系・簿録」の十八類に分かれている。

〔四〕嘉業堂刊『章学誠遺書』「章氏遺書補遺」所載の「史籍考総目」は次の通り。なお、「史考釈例」の部目・細目とは異なるがある。

制書	二卷
紀傳部	正史十四卷 國史五卷 史彙二卷
編年部	通史七卷 斷代四卷 記注五卷 圖表三卷
史學部	考訂一卷 義例一卷 評論一卷 蒙求一卷
稗史部	雜史十九卷 霸國三卷
星麻部	天文二卷 麻律六卷 五行二卷 時令二卷
譜牒部	專家二十六卷 總類二卷 年譜三卷 別譜三卷
地理部	總載五卷 分載十七卷 方志十六卷 水道三卷
外裔	四卷

故事部 訓典四卷 章奏二十一卷 典要三卷 史書二卷

戸書七卷 禮書二十三卷 兵書三卷 刑書七卷

工書四卷 官書三卷

目録部 總目三卷 經史一卷 詩文〔即文史〕五卷

圖書五卷 金石五卷 叢書三卷 釋道一卷

傳記部 記事五卷 雜事十二卷 類考十三卷 法鑒三卷

言行三卷 人物五卷 別傳六卷 內行三卷

名姓二卷 譜録六卷

小説部 瑣語二卷 異聞四卷

共三百二十五卷〔以上馬氏鈔本〕

十二綱、五十五目で原注とは異同がある。また各巻を

合計すると三百二十三となる。馬氏鈔本は楊見心蔵山陰

何氏鈔本を馬叙倫が転抄したもの。

【五】 墨沅原藁の詳細は不明だが、以下、本文中で時折『史籍考』

との異同があげられる。

第八段 制書

【原文】

制書弁首、冠履之義也〔注二〕。朱氏『經考』蓋分御制・

敕選、今用其例〔注三〕。史蔵金匱之藏、外廷無由得窺、史部不同經籍者也〔注三〕。一以 欽定『四庫』書入史部者爲主、不見於『四庫』著録、不敢登也。入『四庫』之著録而不隸於史部者、亦不敢登、義取於專部也。不敢妄分類例、謹照書成年月・先後恭編、猶史之本紀、所以致謹嚴之意。仍注『四庫』部次於下、所從受也。

【訓読文】

制書の弁首たるは、冠履の義なり。朱氏『經考』は蓋し御制・敕選に分かつ、今其の例を用いる。史蔵金匱の蔵は、外廷窺うを得る由無し、史部は經籍に同じからざる者なり。一に欽定『四庫』書の史部に入る者を以て主と爲し、『四庫』の著録に見えざれば、敢えて登せず。『四庫』の著録に入りて史部に隸わざる者も、亦た敢えて登せず、義として專部に取るなり。敢えて妄りに類例を分かつ、謹みて書成の年月・先後に照らして恭編す、猶お史の本紀のごとく、謹嚴の意を致す所以なり。仍ねて『四庫』の部次を下に注するは、従い受くる所なればなり。

【現代語訳】

制書を巻頭に置くのは、冠履の義である。朱彝尊『経義考』は御制と敕選とに分けているが、今、『史籍考』においても）その方法を用いることとする。皇史宬（皇室の藏書室）や金匱（金属でできた文箱）に収められた秘籍は、外廷から窺い知る手立てではなく、その点で史部は経書と同じでない。ただただ欽定四庫全書の史部に入る者を中心とし、四庫全書の著録に見えないものは、あえて登載しないこととする。四庫全書に著録されているものであっても史部に属さないものは、やはり登載しない。義例として専門である史部からのみ採るのである。妄りに類例を分けるようなことはせず、謹んで成書の年月・先後に照らして肅肅と編次するのは、史書の本紀のごとく、謹嚴の意を致すためである。さらに四庫全書の部次を下に注記するのは、従い受けたところだからである。

【訳注】

【一】「冠履」は上下の別をいう。「史記」儒林列伝に「冠雖敝，必加於首；履雖新，必關於足。何者，上下之分也。」とある。

【二】「経義考」の卷一は御注・敕撰である。

【三】皇史宬は明清期に設置された檔案館。『清一統志』京師四「官署」に「皇史宬在東華門外東南，實錄、玉牒、起居注藏焉。」と、顧炎武「書吳潘二子事」に「先朝之史，皆天子之大臣與侍從之官承命爲之，而世莫得見。其藏書之所曰皇史宬。」とある。

第九段 紀伝と編年

【原文】

古史必先編年、而今以紀傳首編年者、編年自馬・班而下、『隋志』即以紀傳爲正史、而編年則稱爲古史矣。其實馬・班皆法『春秋』、命其本紀謂之『春秋考紀』、而著錄家未之察也。^{【注一】}『唐志』知編年之書後世亦未嘗絕、故改『隋志』古史之稱而直題爲編年類。事理固得其實、然未盡也。^{【注二】}『隋志』題古史、猶示編年之體之本爲正也。『唐志』以紀傳爲正史、而直以編年爲編年。乃是別出編年爲非正史矣。是以宋人論史、乃惜孫盛・鑿齒之倫不爲正史、幾於名實爲倒置也。^{【注三】}夫劉氏「二體」以班・荀爲不祧之祖。^{【注四】}紀傳・編年、古人未有軒輊焉。自唐以後、皆沿『唐志』之稱、於義實爲未安。

故『史考』以紀傳、編年分部、示平等也（原注：不正史與編年對待、則平等矣）。

【訓読文】

古史は必ず編年を先にす。而して今紀伝を以て編年に首たる者、編年は馬・班自り下り、『隋志』即ち紀伝を以て正史と為し、而して編年は則ち称して古史と為せばなり。其の実馬・班皆な『春秋』に法り、其の本紀に命じて之を『春秋考紀』と謂う、而るに著録家未だ之を察せざるなり。『唐志』は編年の書後世も亦た未だ嘗て絶えざるを知る。故に『隋志』の古史の称を改めて直だ題して編年類と為す。事理固より其の實を得、然れども未だ尽さざるなり。隋志は古史と題し、猶お編年の体の本は正為るを示す。『唐志』は紀伝を以て正史と為し、而して直だ編年を以て編年と為す。乃ち是れ別に編年を出して正史に非ざると為す。是を以て宋人史を論じて、乃ち孫盛・鑿齒の倫正史と為らざるを惜しむは、幾ど名実に於て倒置を為す。夫れ劉氏「二体」は班荀を以て不祧の祖と為す。紀伝・編年は、古人未だ軒輊有らず。唐自り以後、皆な唐志

の称に沿うは、義に於て実に未だ安からずと為す。故に『史考』は紀伝・編年を以て部を分かち、平等を示す（原注：正史を以て編年と對待せざるは、則ち平等なり）。

【現代語訳】

古史（古の史書）はきつと編年体の史書が（紀伝体よりも）先に存在していた。にもかかわらず、現在、紀伝を編年の前に置くのは、編年は司馬遷・班固（が紀伝体を採用して）以降下り坂となり、『隋志』が紀伝を正史とし、編年は古史と称したためである。実際は司馬遷・班固はともに『春秋』を手本とし、（班固は）その本紀に名づけて「春秋考紀」と呼んでいるのに、著録家たちはそのことを省察していないのだ。『唐志』は編年の書が後世も絶えていないのを理解していたので、『隋志』の古史の称を改めてただ編年類となしたが（このような処理は）物事の道理からはもちろん実情を得てはいるが、まだ十分とはいえない。『隋志』が古史と題したのは、編年体が本来は正宗であったことを示しているのである。『唐志』は紀伝を正史とし、編年はただ編年とだけしたために、編年は正史ではないということ

になつてしまつたのだ。こうして、宋人が史書を論じて、孫盛・習鑿齒（の編んだ『魏氏春秋』『晋陽秋』や『漢晋春秋』が正史でないのを惜しんだりするようになつたのだが、それはほとんど名称と実態において顛倒しているのである。そもそも劉知幾は『史通』二体篇で、（紀伝体の）班固『漢書』と（編年体の）荀悦『漢紀』を永久に廃することのない存在とみなしており、紀伝・編年は、古人においては優劣などなかつたのである。唐以降、誰もが『唐志』の呼称にしたがつているのは、義例において実に落ち着かない処理であり、そこで『史籍考』は紀伝・編年という名称によつて部を分けて、両者が平等であることを示すことにする（原注：正史の名をもつて編年と対応させないのが、平等ということである）。

【訳注】

〔一〕班固が帝紀を「春秋考紀」と呼んでいたことは、『漢書』叙伝に「固以爲唐虞三代、詩書所及、世有典籍、故雖堯舜之盛、必有典謨之篇、然後揚名於後世、冠德於百王、故曰：『巍巍乎其有成功、煥乎其有文章也』」漢紹堯運、以建帝業、至於六世、史臣乃追述功德、私作本紀、編於百王之末、廁於秦、項之列。

太初以後、闕而不録、故探纂前記、綴輯所聞、以述《漢書》、起元高祖、終於孝平王莽之誅、十有二世、二百三十年、綜其行事、旁貫五經、上下洽通、爲春秋考紀、表、志、傳、凡百篇。」とある。また、『校讎通義』宗劉第二之二には「二十三史、皆《春秋》家學也。本紀爲經、而志表傳録、亦如左氏傳例之與爲終始發明耳。故劉歆次《太史公》百三十篇於《春秋》之後、而班固叙例亦云、作春秋考紀十二篇、明乎其繼《春秋》而作也。」とある。

〔二〕南宋以降『資治通鑑綱目』に代表されるような正統論が喧しくなつた。その結果、蜀漢を正統とする『漢晋春秋』が正史でないことを惜しむ説もでてきたが、そもそも正史という名称は隋志が紀伝体に与えたものに過ぎず、また、編年体の『漢晋春秋』は隋志の正史に入りようがないということ。

〔三〕劉知幾『史通』二体篇に「班荀二體角力爭先欲廢其一、固亦難矣。後來作者不出二途。」とある。また、古今正史篇では紀伝体だけでなく編年体も含めて「正史」の名称を用いている。

第十段 紀伝部正史門

【原文】

或問、紀傳・編年同列、是矣、何紀傳之中又立正史子目耶。答曰、此功令也〔注二〕。自史氏專官失傳而家自爲學、後漢・六朝、一代必有數家之史是也。同一朝代、同一紀傳、而家學殊焉。此史學之初變也。然諸家林立、皆稱正史、其傳久與否、存乎人之精力所至、抑或有數存焉。自唐立史科〔注三〕、而取前史定著爲十三家〔注三〕、則史頒學校而爲功令所範圍、益爲十四而不能、損爲十二而不可矣。故家自爲學之風息、而一代之興、必集眾以修前代之史、則史學之再變也。自是之後、紀傳之史皆稱功令。宋人之『十七史』、明人之『二十一史』、草野不敢議增減也。故『史考』於紀傳家史、自唐以前、雖一代數家、皆歸正史。自唐以後、雖間有紀傳之書、亦歸別史子目而隸雜史焉〔注四〕。雖蕭常・郝經之『後漢書』、義例未嘗不正、而必以陳壽爲正史、不敢更列蕭郝者、其道然也〔注五〕。

【訓読文】

或るもの問う、紀伝・編年の同列なるは、是なり、何ぞ紀伝の中に又正史の子目を立つるか。答えて曰わく、此れ功令なり。史氏の專官伝を失いて自り家ごとに自ら学を爲す、後漢・六朝、一代に必ず數家の史有るは是れなり。同一の朝代、同一の紀伝にして、而も家学殊にす。此れ史学の初變なり。然れば諸家林立し、皆な正史を稱す、其の伝の久しきと否らざるとは、人の精力の至る所に存す、抑も或いは數有りて存す。唐の史料を立てて自り、前史を取り定著して十三家と爲す、則ち史は學校に頒ちて功令の範圍する所と爲り、益して十四と爲す能わず、損じて十二と爲すも不可なり。故に家ごとに自ら学を爲すの風息み、而して一代の興るや、必ず衆を集めて以て前代の史を修む、則ち史学の再變なり。是れ自りの後、紀伝の史皆な功令に稱げらる。宋人の十七史、明人の二十一史、草野敢えて増減を議せず。故に『史考』は紀伝家の史に於て、唐自り以前、一代數家と雖も、皆な正史に歸す。唐自り以後、間々紀伝の書有ると雖も、亦た別史の子目に歸して雜史に隸わしむ。蕭常・郝經の『後漢書』、

義例未だ嘗て正しからざることなしと雖も、必ず陳寿を以て正史と為し、敢えて蕭・郝を更列せざる者、其の道然るなり。

【現代語訳】

ある者は問う、紀伝・編年が同列であるのは、その通りである、ではどうして紀伝部にまた正史の細目を立てるのか、と。答えは、それは学問に関する法規のためである。史官が専門職としての伝承を失って以降、家ごとに独自に学問をなすようになった。後漢・六朝に、朝代ごとにきつと複数の史書があるのはそのためである。同一の朝代、同一の紀伝体であっても、家学によって異なるのである。これが史学における最初の変化である。こうして諸家が林立し、みな正史を称した。その伝承が久しきにおよんだかどうかは、編者の精励の結果であるが、あるいは偶々残ったものもある。唐朝が貢挙に史料を立てると、前朝の史書を取りあげ、定著して十三史とした。そして史書は学校に頒布して学令によって規定されることとなり、増やして十四史とすることもできず、減らして十二史とすることもでき

きない。このために家ごとに独自に史学をなす気風はやみ、一王朝が興ると、かならず衆臣を集めて前代の史書を編纂することとなった。これが史学の二度目の変化である。これ以降、紀伝体の史書はすべて学令に取りあげられた。宋の十七史、明の二十一史について、在野の者はあえてその増減を議すこともなかった。そこで『史籍考』は紀伝家の編纂した史書について、唐以前は、一朝に複数の史家があったとしても、すべて正史に収めることとする。唐以後は、時折紀伝体の史書があったものの、別史の細目に収めて雑史にいれることとする。蕭常・郝経の『統後漢書』が、義例において正しいものであったとしても、きつと陳寿『三国志』を正史とし、蕭常・郝経の『統後漢書』を正史の列に加ええないのは、道理としてそのようになっていたのである。

【訳注】

「一」功令は学事に関する法令・規定。学令。『史記』儒林列伝序に「太史公曰：余讀功令，至於廣厲學官之路，未嘗不廢書而歎也。」とあり、司馬貞『史記索隱』に「案謂學者課功

著之於令、即今之學令是也。」とある。また、「与部二雲論文」には「雖制度前代各殊、而一朝之興、必立科舉學校、定著功令、以範圍才俊之心思耳目、一也。必若律度量衡之出於一、所以謂同文之治也。」とある。

〔二〕「史料」は、唐代貢奉の科目のひとつ。「唐会要」貢奉中に「長慶二年二月、諫議大夫殷侑奏：……伏惟國朝故事、國子學有文史直者宏文館宏文生、並試以《史記》、兩《漢書》、《三國志》、又有一史料、近日以來、史學都廢、至於有身處班列、朝廷舊章、昧而莫知。況乎前代之載、焉能知之。伏請置前件史料。每史問大義一百條、策三道。義通七、策通二以上、爲及第。能通一史者、請同五經三傳例處分。其有出身及前資官應者、請同學究一經例處分。有出身及前資官、優稍與處分。其三史皆通者、請錄奏聞、特加獎擢。仍請頒下兩都國子監、任生徒習讀。勅旨。宜依。仍付所司。」とある。

〔三〕「丙辰劄記」に「唐時《東觀漢記》及華、謝諸家《後漢書》俱在。而功令表、十三史獨取范書。李習之與皇甫持正書曰：足下讀范蔚宗《漢書》、陳壽《三國志》、王隱《晉書》。生熟何如。左邱明、司馬遷、班固之書溫習哉。《晉書》舉王隱者。功令用御撰本。謹避不敢加褒貶也。後漢、三國之用范、陳。唐時已自有定論矣。」とある。

〔四〕「史籍考繪目」には別史という類目はなく、雜史は稗史部の細目となっている。第七段注四参照。

〔五〕「蕭常・郝經之『後漢書』」は、宋・蕭常「統後漢書」、元・郝經「統後漢書」を指す。

第十一段 紀伝部正史門の収録範囲と国史

【原文】

正史一門、畢宮保原稟但稱紀傳、而紀傳中又分通史（原注：『史記』是也、又附入梁武『通史』、鄭樵『通志』、今應改入別史）・斷代（原注：班・范以下是也）・集史（原注：南北史是也）・國別（原注：『三國志』是也）、不免繁碎。今以學校頒分二十四史爲主、題爲正史（原注：應將原稟改正、而馮商・褚少孫・班叔皮諸家之續『史記』者、附『史記』後；華嶠・謝承・袁山松諸家之『後漢書』、與范氏『後漢書』依先後時代編次；何法盛・謝靈運・臧榮緒諸家之『晉書』、與唐太宗御撰『晉書』依先後時代編次（原注：六朝諸史皆做此）。蓋書傳有幸有不幸、其初皆正史故也（原注：魏吳諸書之於陳『志』亦然）、若唐宋以後、正史自有一定、無出入矣。國史從無流傳之書（注二）、而史志著錄與諸書

所稱引者、歴有可考、要以後漢班固與陳宗・尹敏諸人修『世祖紀』與新市・平林諸傳、載紀爲最顯著注二。自後依代編纂。與編年部之實錄・記注、可以參互、皆本朝臣子修現行事例也。

【訓読文】

正史の一門、畢宮保の原稿は但だ紀伝と称するのみ、而して紀伝中を又た通史（原注：『史記』是れなり、又た附して梁武『通史』鄭樵『通志』を入れる、今応に改めて別史に入るべし）・断代（原注：班固以下是れなり）・集史（原注：南北史是れなり）・国別（原注：『三國志』是れなり）に分かつは繁碎を免れず。今学校二十四史を領分して主と為すを以て、題して正史と為し（原注：応に原稿を將て改正すべし）、馮商・褚少孫・班叔皮諸家の『史記』に続く者は、『史記』の後に附す。華嶠・謝承・袁山松諸家の『後漢書』は、范氏『後漢書』と与に先後時代に依りて編次す。何法盛・謝靈運・臧荣緒諸家の『晋書』は、唐太宗御撰『晋書』と与に先後時代に依りて編次す（原注：六朝の諸史は皆な此に倣う）。蓋し書伝に幸有り不幸有るも、其の初め皆な正史なるが故なり（原注：魏呉諸書の陳『志』に於けるも亦た然り）、唐

宋以後の若きは、正史自ら一に定まる有りて、出入無し。国史は從かて流伝の書無し、而して史志の著録と諸書称引する所の者とは、歴あまねく考うべき有り、要するに後漢は班固と陳宗、尹敏ら諸人修むる『世祖紀』と新市・平林の諸伝・載紀を以て最も顯著と為す。自後は代に依りて編纂し、編年部の実録・記注と、以て参互すべし、皆な本朝の臣子現行の事例を修むるなり。

【現代語訳】

正史は、畢沅の原稿ではただ紀伝と称しており、紀伝をさらに通史（原注：『史記』である。さらに附録として梁武帝『通史』や鄭樵『通志』を帰属させていた、今、所屬を改めて別史に入れるべきであろう）・断代（原注：班固・范曄以下である）・集史（原注：南北史である）・国別（原注：『三國志』である）と分けていたのは繁雑を免れない。今、学校が二十四史を頒布して基礎としていることから、（『史籍考』では）正史と題して（原注：原稿は改正すべきである）、馮商・褚少孫・班彪ら諸家の『史記』続編は、『史記』の後に附屬させる。華嶠・謝承・袁山松ら諸家の『後漢書』は、范曄『後漢書』とともに成書の前後によつて順序

立てる。何法盛・謝靈運・臧榮緒ら諸家の『晋書』は、唐・太宗御撰の『晋書』とともに成書の前後によって配列する（原注：六朝の諸史はすべてこの方法にならう）。おもに書籍の伝承には幸不幸があるものの、初めはいずれも正史であったためである（原注：魏・呉に關する諸書の陳寿『三国志』に対する関係も同様である）。唐宋以後になると、正史はおのずと一に定まって、不一致はなくなった。国史にはもともと流传した書物はないが、史志の著録と諸書が援引した文言は、ひろく考察可能で、要は後漢の班固と陳宗、尹敏ら諸人の編んだ『世祖紀』と新市・平林らの諸伝・載紀が最も顕著なものである。その後は朝代にしたがって編纂する。編年部の実録・記注と相互に参照すべきもので、いずれもある朝代の臣下が当時の事例をまとめたものである。

【訳注】

〔一〕「国史」は、当代人が編纂したその国朝の史書のこと。

〔二〕「後漢書」班固伝に「顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史、與前睢陽令陳宗、長陵令尹敏、司隸從事孟異共成《世祖本紀》。遷爲郎、典校祕書。固又撰功臣、平林、新市、公孫述事、作

列傳、載記二十八篇、奏之。」とある。

第十二段 紀伝部史稟門

【原文】

史稟向不著録、今從諸書記載采取而成、乃屬創始之事、若無憑籍、尚恐不免遺漏。蓋前人於此皆不經意故也。但古人作史、專門名家、史成不問稟也。自東觀集眾修書而後、同局之中、人才優劣敏鈍、判若天淵。一書之中、利病雜見、若不考求草稟所出、則功罪誰分。竊謂集眾修書、必當記其分曹授簡、且詳識其草創潤色、別爲一篇、附於本書之後、則史官知所激勸。今之搜輯史稟、正欲使觀者感興也。但宋・元以來、文史浩繁、耳目恐有未周。姑立此門、以爲權輿。如有好學專搜此事、自爲一書、亦佳事也。

【訓読文】

史稿は向に著録せず、今諸書の記載に従いて採取して成る。乃ち創始の事に属す。若しくは憑籍無く、尚お遺漏を免れざるを恐る。蓋し前人此に於て皆な経意

せざる故なり。但だ古人史を作るに、専門名家なれば、史成れば稿を問わず。東觀聚を集めて書を修めて自り後、同局の中、人才優劣敏鈍、判れること天淵の若し。一書の中、利病雜見す、若し草稿の出づる所を考求せざれば、則ち功罪誰か分かつた。窃かに謂えらく衆を集めて書を修むるに、必ず当に其の分曹授簡を記すべし、且つ詳しく其の草創潤色を識し、別に一篇を為し、本書の後に附さば、則ち史官は激勸する所を知る。今之れ史稿を搜集するは、正に觀る者をして感興せしめんと欲するなり。但だ宋・元以来、文史浩繁なれば、耳目未だ周からざる有るを恐る。姑く此の門を立て、以て權輿と為す。如し好學有りて此の事を專搜し、自ら一書を為さば、亦た佳事なり。

【現代語訳】

史稿は従来（の書目）著録してこなかったが、今、諸書の記録より収集して成したのは、創始の事に属す。あるいは依拠する資料がなく、なお遺漏を免れないのではと恐れる。おもうに先人たちはみなこの点に心を留めなかつたためであろう。しかしながら、古人

が史書を作った際は、専門の名家であり、史書が完成すれば原稿を問題にすることもなかった。漢代に東觀で衆臣を集めて史書を編纂させて以降、ひとつの編纂部署の中における、才能の優劣や聡敏と遲鈍よりは（入によって）天と地ほどの差がある。すると一書の中に、出来不出来が混じりあうこととなり、もし草稿の出处を考察追求しなければ、功績と罪過を誰も見分けることができなくなってしまう。私見では多人数によって書物を編纂する際には、かならずその担当や執筆箇所を明記すべきであり、さらに草稿と潤色についても記録し、別に一篇を作成して本篇の後ろに附録しておくば、史官は奮起激励するところを知るのであろう。今、史稿を搜集するのまさに仔細に読む者に感興を催してもらうためである。ただ、宋・元以来、文章・記録は浩繁であるから、見聞が十分に行き渡らないことを恐れる。ひとまずこの部門をたてて、濫觴とする。好學の徒が史稿を専門に搜集し、自ら書物を編んでくれれば、それもまたよいことである。

第十三段 編年部記注門と伝記部記事門・

稗史部雑史門

【原文】

編年之中、原分實録・記注二門、今以日曆^{〔注二〕}・時政・聖政等記均合於實録、而以記注標部^{〔注三〕}。蓋此等皆是史成備削彙資^{〔注三〕}、例不頒行於外、於義得相合爲部次也。若專記一事、則當入傳記部之記事門。若特加纂録〔原注：如「貞觀政要」之類、則入雜史。

【訓読文】

編年の中、原は実録・記注の二門を分かつも、今日曆・時政・聖政等の記を以て均しく実録に合して、記注を以て部を標す。蓋し此等は皆な是れ史成削稿の資を備え、例として外に頒行せず、義に於て相合して部次を為すを得。専ら一事を記すが若きは、則ち當に伝記部の記事門に入るべし。特に纂録を加うるが若きは〔原注：如えば「貞觀政要」の類、則ち雑史に入る。

【現代語訳】

編年部は、もともとは実録と記注の二門を分けていたが、今、日曆（史官の日録）・時政（宰相による政事・奏封の撰録）・聖政などの記録とともに実録とあわせて、記注によつて部目とする。おもうにこれらはいずれも皇史成が（将来の史書編纂における）削稿の資料として備え、例として外に公布施行することとはなく、義例の点から一一緒に部次をなすことができるものである。専門にひとつの事柄を記録するようなものは、伝記部の記事門に配属する。特に材料を集めて整理編纂したものは〔原注：「貞觀政要」の類、雑史に配属する。

【訳注】

〔一〕「曆」字は底本に「歷」字に作っているのを改めた。
〔二〕「實録」は、編年体による一皇帝の記録。『隋書』経籍志・雑史に、周興嗣『梁皇帝実録』三卷などが見える。唐・宋に体裁が整えられ、起居注や諸官庁の記録をもとに皇帝の没後に編纂された。

〔記注〕は、起居注のこと。『資治通鑑』唐玄宗開成四年に「上就起居舍人魏謩取記注觀之。」とあり、胡三省注に「記注、

即起居注。」とある。

「日曆」は、日毎に朝政を記録する冊子。『宋史』職官志四に「『嚴書省』著作郎一人、著作佐郎二人、掌修纂日曆。」とある。

「時政記」「聖政紀」は、唐代、朝廷の政事・奏封を撰録したものの。『玉海』藝文「記注」に「唐時政記・聖政紀」を所収して、『新唐書』百官志等をもとに「永徽後、左右史惟對仗承旨、仗下、謀議不得聞。長壽二年正月戊申、文昌左丞相姚璿以爲帝王謨訓不可缺紀、建議仗下後宰相一人錄軍國政要、爲時政記、月送史館。……長慶元年四月、中書門下奏：時政記久廢、史官惟寫誥詞除授。請以謀議事關政事者、許臣等隨日撰錄、號聖政紀、歲末付史官。」とする。

「三」「削草」は、上奏を嚴封すると草稿は廢棄して秘密を保持したことを。『晋書』陳元達載記に「在位忠審、屢進讜言、退而削草、雖子弟莫得而知也。」とある。

第十四段 編年部の収録方針

【原文】

編年之書出於『春秋』、本正史也。乃馬・班之學盛、而史志著錄皆不以編年爲正史。然如荀悅・袁宏以後、

魏晉卽有『春秋』、六朝往往繼出、自應入於編年^{注二}。但其書不盡傳、如『隋志』所標古史・雜史、其中多編年書、不知盡屬編年否也。今以義例可推者、入於編年斷代之下。其著錄不甚分別而義例不可強推者、概入於雜史云。

【訓読文】

編年の書は『春秋』に出で、本は正史なり。乃ち馬・班の学盛んにして、史志の著録は皆な編年を以て正史と爲さず。然れど荀悦・袁宏以後の如きも、魏晉に即ち『春秋』有り、六朝往往繼出するは、自ら応に編年に入るべし。但し其の書尽くは伝わらず、『隋志』に標する所の古史・雜史の如きは、其の中多くは編年の書なるも、尽く編年に属すか否かは知らず。今義例を以て推す可き者は、編年断代の下に入る。其の著録甚だ分別ならず、義例強いて推す可からざる者は、概して雜史に入ると云う。

【現代語訳】

編年体の書籍は『春秋』に由来し、もとは正史であつ

た。それが司馬遷・班固をうけた(紀伝体の)学問が盛んになると、史志の著録はいずれも編年体を正史と扱うことはなくなってしまう。しかし、荀悦『漢紀』・袁宏『後漢紀』以後も、魏晋には春秋の名をもつ史書があり、六朝にもしばしば続いているのは、もとより編年に入れるべきである。ただしそれらの書物がすべて伝存しているわけではなく、『隋書』経籍志に掲げられる古史・雑史の類の中には、多く編年体の史書であつても、すべてが編年に属すかどうかは判然としない。今、義例を推定できる者は、編年部・断代門に配属する。著録の内容からそれほどはっきりしないもの、義例の強いて推測できないものは、一律に雑史に配属させることとする。

【訳注】

〔一〕『隋書』経籍志・古史には、『献帝春秋』、『魏氏春秋』、『漢魏春秋』、『漢晋春秋』、『宋春秋』、『齐春秋』、『三十国春秋』、『戦国春秋』の名が見えている。

第十五段 編年部図表門

【原文】

圖表專家、年麻經緯^{注二}、便於稽考世代之用、故亦附編年爲部。其年號之書、無類可歸、雖非圖表、亦以義例而類附焉。

【訓読文】

図表は專家、年曆もて経緯し、世代を稽考するの用に便なり。故に亦た編年に附して部を爲す。其れ年号の書は、帰す可き類無し、図表に非ずと雖も、亦た義例を以て焉に類附す。

【現代語訳】

図表は專家として細目を立てる。曆によつて(出来事を)整理するもので、年代を考察する用途に便利である。そこでこれも編年に附属させてその一部とする。元号についてまとめてある書籍は、帰属させるべき類目がなく、図表ではないけれども、これも義例によつて編年部に附しておく。

【訳注】

「二」年曆」は、一年毎のこよみ。『通典』職官八に「後漢太史令掌天時星曆、凡歲將終、奏新年曆。」とある。

第十六段 史学と史学部

【原文】

古人史學、口授心傳、而無成書^{〔注二〕}。其有成書、即其所著之史是也。馬遷父子再世、班固兄妹三修、當顯肅之際、人文蔚然盛矣。而班固既卒、『漢書』未成、豈舉朝之士不能贊襄漢業、而必使其女弟曹昭就東觀而成之、抑何故哉^{〔注三〕}。正以專門家學、書不盡言、言不盡意、必須口耳傳授、非筆墨所能罄、馬遷所謂藏名山而傳之必於其人者也^{〔注四〕}。自史學亡而始有史學之名^{〔注五〕}。蓋史之家法失傳、而後人攻取前人之史以爲學、異乎古人以學者爲史也^{〔注六〕}。史學之書、附於本史之後、其合諸史或一二者之史以爲學者、別爲史學之部焉耳。

【訓読文】

古人の史学は、口授心伝し、而して成書無し。其れ

成書有るは、即ち其の著す所の史是れなり。馬遷父子は再世、班固兄妹は三修、顯・肅の際に当たり、人文蔚然として盛んなり。而して班固既に卒し、『漢書』未だ成らず、豈に朝の士を挙げて漢業を贊襄する能わず、而して必ず其の女弟曹昭をして東觀に就きて之を成さしむるは、抑も何の故なる哉。正に専門の家学は、書は言を尽くさず、言は意を尽くさず、必ず口耳を須ちて伝授し、筆墨の能く罄する所に非ず、馬遷の名山に藏すと謂う所にして之を伝うるに必ず其の人に於てする者なるを以てなり。史学亡びて自り始めて史学の名有り。蓋し史の家法伝を失いて、而して後人前人の史を攻守して以て学と為す、異なる乎 古人の学を以て著して史を為すに。史学の書は、本史の後に附し、其の諸史或いは一二者の史を合して以て学を為す者は、別に史学の部と為すのみ。

【現代語訳】

古人の史学は、口で授け心で伝えるものであって、（史学についての）まとまった書籍はなかった。まとまった書籍があるとすれば、撰述した史書自体がそれなの

であった。「史記」は司馬遷父子二代にわたったが、「漢書」は父班彪から班固兄妹まで三人が修め、ちょうど顕宗明帝・肅宗章帝の際、人文は蔚然として盛んな頃であった。班固が亡くなっても、『漢書』は完成しておらず、一朝の士を挙げて漢室の事業を成就することができなかった。そこでどうしても班固の妹である曹大家班昭を東觀に呼んで完成させなければならなかったのは、一体どうしてだったのか。まさに専門の家学というものは、書は言を尽くさず、言は意を尽くさず、というもので、きつと口耳によって直接伝授するものであり、筆墨の尽くせる所ではないのである。それが司馬遷が「史記」を名山に蔵して理解者を俟つといった理由であり、それを伝えるのは必ず相応しい人物でなければならぬからである。史学が亡んでから史学という名称があらわれた。おもうに史書の家法が伝承を失い、後人が前人の史書を奪い取って史学としたのであろう。古人が学問をもって史書を著したのとはずいぶん異なることだ。(特定の一史書を対象とする)史学の書は、もとの史書のうしろに附すこととし、諸史あるいは一、二家の史書をあわせて対象としたもの

を別に史学の部とする。

【訳注】

〔一〕古人の史学における「口授心傳」については、「答客問中」に「専門之學、口授心傳、不啻經師之有章句矣。」とある。学問は書物のみによって伝えられたわけではないという章学識の主張は「漢書」藝文志・六藝略・春秋家の序の記述を根拠のひとつにするもので「史注」には「昔夫子之作《春秋》也、筆削既具、復以微言大義、口授其徒。」とある。

〔二〕班昭による「漢書」の編纂については「家書二」に「古人重家學、蓋意之所在、有非語言文字所能盡者。《漢書》未就而班固卒、詔其女弟就東觀成之、當憲宗時、朝多文士、豈其才學盡出班姬下哉。家學所存、他人莫能與也、大儒如馬融、豈猶不解《漢書》文義、必從班姬受讀。此可知家學之重矣。」とある。

〔三〕和州志列伝第二十三前志序例」に「夫馬、班著史、等於伏、孔傳經、大義微言、心傳口授。或欲藏之名山、傳之其人；或使大儒伏閣、受業於其女弟、豈若後代紀傳、義盡於簡篇、文同於胥史、拘牽凡例、一覽無遺者耶。」とある。

〔四〕「亳州志掌故例議中」に「史學亡於唐、而史法亦莫具於唐。」

とある。「答客問上」に「間有好學深思之士、能自得師於古人、標一法外之義例、著一獨具之心裁。……太史公曰：『好學深思、心知其意。』當今之世、安得知意之人而與論作述之旨哉」、「答客問中」に「春秋」經世之意、必有文字之所不可得而詳、繩墨之所不可得而準。而今之學者、凡遇古人獨斷之著述、於意有不愜、囂然紛起而攻之、亦見其好議論而不求成功矣。」とあるように、章学誠が学問・著述において重視したのは、既存の体例にとられないこと、（先行する著述については）作者の意図を心得ること、（自身の著述については）独自の見識を発揮すること、であった。

〔五〕「與林秀才」に「古人以學者於書、後人即書以爲學。」とある。

第十七段 史学部の下位分類

【原文】

史學專部（二）、分爲考訂（原注：刊誤之類）・義例（原注：『史通』之類）・評論（原注：『管見』之類）・蒙求（原注：鑑略之類）四門、自應各爲次第。若專攻一書之史學、已附入本書後者、不復分類、但照時代後先、編入本門部次、足矣。

【訓読文】

史学の専部、分ちて考訂（原注：刊誤の類）・義例（原注：『史通』の類）・評論（原注：『管見』の類）・蒙求（原注：鑑略の類）の四門と爲す、自ら心に各々次第を爲すべし。一書を專攻するの史学、已に本書の後に附入せし者の若きは、復た類を分かつたが、但だ時代の後先に照らして、本門の部次に編入すれば、足る。

【現代語訳】

史学の専部は、考訂（原注：刊誤の類）・義例（原注：『史通』の類）・評論（原注：『管見』の類）・蒙求（原注：鑑略の類）の四門に分類する。おのずからそれぞれ順序立たせるべきである。一書のみを対象とする史学の書籍で、対象とする書籍のうしろに附入されているようなものは、さらに分類せずに、時代の先後に照らして、もとの書籍の門部の部次に編入すれば、それでよい。

【訳注】

〔二〕劉知幾『史通』は、『新唐書』藝文志では集部の文史類に入れられていたが、『郡齋讀書志』が史部に史評類を立てて

そこに入れた。また、類目としての史学は『遂初堂書目』が立てたのが最初であるが、『史記音義』など、個別の史書を対象とする書籍まで入っていた。『史籍考』ではこれらを（対象とする）もとの書籍のあとに附属させることとした。

第十八段 雑史門

【原文】

雑史一門〔注二〕、原分外紀〔原注：『軒轅本紀』之類〕・別裁〔原注：『路史』『釋史』之類〕・史纂〔原注：自爲門類、如『十七史纂』『宋史新編』『宏簡錄』之類〕・史鈔〔原注：隨文刪節、如『史記節要』之類〕・政治〔原注：如『貞觀政要』之類〕・本末〔原注：紀事本末、『北盟會編』『宏簡錄』之類〕・國別〔原注：『國語』『國策』『十六國春秋』之類〕、共爲七門。今恐舛析太過、轉滋紛擾、合併雑史一門、較爲包括。而原分名目、仍標其說於部目之下、則覽者不致訝其不倫。

【訓読文】

雑史の一門、原は外紀〔原注：『軒轅本紀』の類〕・別裁〔原注：『路史』『釋史』の類〕・史纂〔原注：自ら門類を爲す、如えば『十七

史纂』『宋史新編』『宏簡錄』の類〕・史鈔〔原注：文に隨いて刪節す、如えば『史記節要』の類〕・政治〔原注：如えば『貞觀政要』の類〕・本末〔原注：紀事本末、『北盟會編』『宏簡錄』の類〕・國別〔原注：『國語』『國策』『十六國春秋』の類〕に分ち、共に七門と爲す。今舛析ただ過ぎ、転た滋ます紛擾するを恐れ、雑史の一門に合併し、較包括を爲す。而して原分の名目は、仍お其の説を部目の下に標さば、則ち觀る者其の倫ならざるを訝るを致さず。

【現代語訳】

雑史の一門は、もともとは外紀〔原注：『軒轅本紀』の類〕・別裁〔原注：『路史』『釋史』の類〕・史纂〔原注：自ら門類をなすもの、たとえば『十七史纂』『宋史新編』『宏簡錄』の類〕・史鈔〔原注：文に従って刪節するもの、たとえば『史記節要』の類〕・政治〔原注：たとえば『貞觀政要』の類〕・本末〔原注：紀事本末、『北盟會編』『宏簡錄』の類〕・國別〔原注：『國語』『國策』『十六國春秋』の類〕に分類し、合計で七門としていた。今分析しすぎて、かえって混乱するのを恐れて、雑史の一門に合併することとし、やや包括を試みた。もともとの名目は、そのままにしてその説明を部目の下に記すことに

すれば、調査する者が條理立っていないと不審におも
うこともない。

【訳注】

〔一〕雜史門と次段の霸國門は「史籍考総目」では釋史部の子
目であるが、「史考釈例」の中では明示されていない。

第十九段 霸國門

【原文】

割據與霸國之書、初分二門。今合爲一^{〔注二〕}。亦謂
如『越絶書』『吳越春秋』、下至南唐諸家皆是也。惟『華
陽國志』、『隋志』入於霸史。後人多仍其目、或入地
理^{〔注三〕}。按此書上起魚鳧^{〔注三〕}、蠶叢、中包漢中・公孫
述・二劉・蜀漢、下及李氏父子、非爲一國紀載、又非
地志圖經、入於霸國固非、而入於地理尤非、斯乃雜史
支流限於方隅者耳、如『建康實録』『演載記』『炎徼紀
聞』、皆是選也^{〔注四〕}。此例前人未開、緣種類無多、均
強附霸史或地記耳。今創斯條、將後有類此者、可准例
焉。故名雜史方記^{〔注五〕}、暗分子目、與地理志方隅之記、

名同而實異也。

【訓読文】

割拠と霸國の書は、初めは二門に分かつ。今は合し
て一門とする。亦た謂わく『越絶書』『吳越春秋』、下
は南唐諸家に至るまでの如きは皆な是れなり。惟だ『華
陽國志』は、『隋志』は霸史に入る。後人多く其の目
に仍り、或いは地理に入る。按ずるに此の書上は魚鳧・
蠶叢に起り、中は漢中・公孫述・二劉・蜀漢を包ね、
下は李氏父子に及ぶ、一國の紀載爲るに非ず、又た地
志圖經に非ず、霸國に入るは固より非なり、而して地
理に入るは尤も非なり、斯れ乃ち雜史の支流の方隅に
限る者なるのみ、『建康實録』『演載記』『炎徼紀聞』
の如きは、皆な是の選なり。此の例 前人未だ開かず、
種類多きこと無きに緣り、均しく強いて霸史或いは地
記に附すのみ。今 斯の條を創め、將し後に此に類す
る者有らば、准例とすべし。故に雜史方記と名づけ、
暗かに子目を分かつ。地理志方隅の記と、名は同じく
して實は異なるなり。

【現代語訳】

割拠と覇国の書は、初めは二門に分けていたが、今は合して一門とする。『越絶書』『呉越春秋』から、南唐の諸家にいたるまでみなこの類に入るべきものである。ただ、『華陽国志』は、『隋志』が霸史に分類し、後人は多くその類目にしたが、あるいは地理に分類している。おもうに、この書は、初めは魚鳧・蠶叢から起り、中ほどは漢中・公孫述・二劉・蜀漢を包括し、終わりは李氏父子に及んでおり、一国の記録ではないし、さらに地志・図経でもない、覇国に分類するのはもとより間違いであり、地理に分類するのはとりわけ間違っている、本書『華陽国志』はつまり雑史の支流であり、(その対象を) 辺境に限定しているものなのである。『建康実録』『演載記』『炎徼紀聞』の類は、いずれもその中で優れたものである。このような例は前人にはまだなかったもので、この種の書物が多くはないことから、どれも無理に霸史あるいは地記に附しているのである。今新しい条目を創始するので、もし後にこれに類するものがあれば、範例とすればよい。というわけで雑史方記(雑史で一地方を扱ったもの)と名づ

けて、ひそかに細目を分けることとする。地理志の方隅の記録と、名称は同じだが内実は異なるものである。

【訳注】

「一」『史籍考総目』では、稗史部の細目として雑史と覇国が設けられている。

「二」『華陽国志』は、諸書目では、霸史・偽史の類目に入れている。「或入地理」というのは、『玉海』卷十六「地理」の「異域図書」に収載されていることをいうか。なお、『玉海』卷五十七「藝文」では「志」に、四庫提要では「載記」に著録されている。

「三」「鳧」字は底本に「鳥」字に作るのを改めた。魚鳧・蠶叢は上古の蜀王とされる人物。揚雄「蜀王本紀」に「蜀王之先、名蠶叢、伯灌、魚鳧、蒲澤、開明」とある。

「四」『建康実録』は、唐・許崇撰。呉大帝から陳後主まで四百年の事績を記す。『新唐書』藝文志や『郡齋讀書志』では実録に、四庫提要では別史類に入れられている。

『演載記』は、明・楊慎撰。雲南地方の歴史を記す。四庫提要では載記に取められている。

『炎徼紀聞』は明・田汝成撰。西南地方の異民族征伐につ

いての記録。四庫提要では紀事本末体に属す。

〔五〕これに関して、王重民は「史籍考總目」仍稱「霸國」、未用「雜史方記」之名、蓋「釋例」擬定在先、「總目」完成在後、後來又改用舊名。」と述べているが、あるいは雜史の下位分類として方記を設けるといふことかもしれない。

第二十段 星曆部

【原文】

星曆注二四門。天文記天象、非關推歩。曆律記曆制、非關算術。五行記災祥、非關占候。時令記授時政令、非爲景物。此則『史考』當收之義、不然則混於術數諸家矣。注三但嫌介、疑似、亦有在術數與史例之間者、姑量取之。寧稍寬、無缺漏也。此等著錄、部目多在子家。而史家志篇目、實不能闕、可以識互通之義矣。

【訓読文】

星曆は四門。天文は天象を記し、推歩に関わるに非ず。曆律は曆制を記し、算術に関わるに非ず。五行は災祥を記し、占候に関わるに非ず。時令は授時政令を

記し、景物を爲すに非ず。此れ則ち『史考』当に収むべきの義、然らざれば則ち術數諸家に混じる。但だ嫌介・疑似、亦た術數と史例との間に在る者有れば、姑く量りて之を取る。寧ろ稍寬ならば、缺漏無からん。此等の著録、部目多く子家に在り。而して史家志篇目、實に闕く能わず、以て互通の義を識す可し。

【現代語訳】

星曆は（天文・律曆・五行・時令の）四門。天文に著録するのは天象（吉凶を占うための天体現象）に関するもので、推歩（日月五星の運行による曆の作成）に関するものではない。曆律は曆制に関するもので、算術に関わるものではない。五行は災祥（吉凶の兆候）を記すもので、占候（天体観測による吉凶の判断）に関わるものではない。時令は授時政令を記し、景物（四季折々の風物）をなすものではない。これは『史籍考』において何を収録すべきかという意味であって、さもないと術數諸家と混乱が生じてしまう。ただ、境界にあるもの、紛らわしいものは、術數と史例との間にも存在する者があるので、ひとまず斟酌して著録することとし、やや収録の範囲をひろ

げておいた方が、不備はないだろう。これらの著録は、部目としては多く子家に属するものである。しかしながら史家の目録の篇目においても、実に欠くことのできないものであり、(史部は子部と)互いに通じあつているといふ意味を知ることができるのである。

【訳注】

〔一〕「曆」字は底本は「厯」字に作る。

〔二〕「校讎通義」互著第三之四では「若就書之易淆者言之、經部《易》家與子部之五行陰陽家相出入、樂家與集部之樂府、子部之藝術相出入、小學家之書法與金石之法帖相出入、史部之職官與故事相出入、譜牒與傳記相出入、故事與集部之詔誥奏議相出入、集部之詞曲與史部之小說相出入、子部之儒家與經部之經解相出入、史部之食貨與子部之農家相出入、非特如鄭樵之所謂傳記、雜家、小說、雜史、故事五類、與詩話、文史之二類、易相紊亂已也。若就書之相資者而論《爾雅》與《本草》之書相資爲用、地理與兵家之書相資爲用、譜牒與曆律之書相資爲用、不特如鄭樵之所謂性命之書求之道家、小學之書求之釋家、《周易》藏於卜筮、《洪範》藏於五行已也。」と分類において紛れやすいものと学問において互いに関連するも

の具体例をあげた上で「書之易混者、非重複互注之法、無以免後學之牴牾；書之相資者、非重複互注之法、無以究古人之源委。一隅三反、其類蓋亦廣矣。」と述べている。なお、鄭樵の説は「通志」校讎略「編次之譌論」に「古今編書所不能分者五、一曰傳記、二曰雜家、三曰小說、四曰雜史、五曰故事。凡此五類之書、足相紊亂。又如文史與詩話、亦能相濫。」とある。

第二十一段 譜牒部

【原文】

譜牒有專家・總類之不同、專則一家之書、總則彙萃之書、而家傳・家訓・內訓・家範・家禮皆附入專譜門中。以其行於家者然也。但自宋以來有鄉約之書、名似爲一鄉設、其實皆推家範・家禮之意、欲一切鄉黨爲之效法、非專爲所居之鄉設也。施縱可徧天下、語實出於一家、既不可上附國典、又不可下入方志、故附之也。

【訓読文】

譜牒に專家・総類の同じからざる有り、専は則ち一

家の書、総は則ち彙萃の書、而して家伝・家訓・内訓・家範・家礼は皆な專譜の門中に附入す。其の家に行為る者を以て然くす。但だ宋自り以来郷約の書有り、名は一郷の為に設くるに似るも、其の實皆な家範・家礼の意を推し、一切の郷党之が效法を為すを欲す、専ら居る所の郷の為に設くるには非ざるなり。施すこと縦い天下に徧かる可きも、語實は一家に出づ、既にして國典に附すべからず、又た下して方志に入るべからず、故に之に附す。

【現代語訳】

譜牒には專家と総類との区分を設けた。專家は一家の書であり、総類は彙集した書である。家伝・家訓・内訓・家範・家礼といったものは、すべて專譜に附属させる。ある家に行われるものであるということからの処置である。ただし、宋代以降、郷約の書があり、名称は一郷のために設けられたもののようではあるが、実際はいずれも家範・家礼の意を推し拡げて、すべての郷党がそれにならうことを期待したものであり、在住の郷のためだけに設けたものではない。たと

え天下にひろくいきわたったとしても、實は一家を対象としたものから出発したものであり、國典に附属させるわけにもいかないし、方志に配属させるわけにもいかない、そこでここに附すことにする。

第二十二段 譜学部

【原文】

譜學古人所重、世家鉅族、國家所與爲休戚者也。封建罷而門第流品之法又不行、故後世之譜學輕；如謂後世不須譜學、則幾於汨彝倫矣注三。律令、人戸以籍爲定、良賤不相昏姻注三。何嘗無流品哉。廢襲任子雖不通行、而科第崛起之中、亦有名門鉅族、簪纓世胄、爲國家所休戚者皆連數也。但禮不下於庶人、原不能盡取齊民戸籍入『史考』也。且其書不掌於官、僅能耳目聞見、載籍論次之所及、而於源委實有所考者、則編次之。耳目未周、不能徧及也。

【訓読文】

譜學は古人の重んずる所、世家鉅族は、國家の与に

休戚を為す所の者なり。封建罷みて門第流品の法も又た行なわれず、故に後世の譜学は軽し。後世譜学を須いずと謂うが如きは、則ち彝倫を汨^しむに幾し。律令に、人戸は籍を以て定と為す、良賤は相婚姻せず、と。何ぞ嘗て流品無からんや。廢襲任子通行せざると雖も、而して科第崛起の中、亦た名門鉅族、簪纓の世胄有り、国家の休戚する所と為る者は皆な運数なり。但だ礼は庶人に下らず、原より尺^く齊民の戸籍を取りて『史考』に入る能わざるなり。且つ其の書は官に掌られず、僅かに能く耳目聞見し、載籍論次の及ぶ所、源委に於て実に考うる所有る者、則ち之を編次す。耳目未だ周からざれば、偏く及ぶ能わず。

【現代文】

譜学は古人の重んずる所であり、代々俸禄を食み、勢力を誇る一族は、国家が喜憂をともしる存在であった。封建制は廢され、門地品階の法も行われなくなり、後世、譜学は衰えた。しかし、後世は譜学を必要としないうのであれば、普通の道理を失うようなものである。律令に、民戸は籍をもつて規定をなす

とあり、良民と賤民とは婚姻しないともある。どうして身分がないといえようか。恩蔭・任子の制度はひろく行われていないけれども、科挙で抜きんでたものの中には、やはり権門勢家、高官の子孫がおり、国家と喜憂をともしる者はみな運命である。ただし「礼は庶民に下らず」であるから、もともと平民の戸籍をすべて『史籍考』に入れることなどできない。しかも家譜は役所の管掌ではないから、ただよく見聞きするもの、書籍に掲載されるものうち、本末において実際に考察すべきものがあれば、編次することとした。耳目の及ぶところ周到ではなく、遍く行き渡っているわけではない。

【訳注】

〔一〕「彝倫」は人として常に守るべき普通の道理。『尚書』洪範に「王乃言曰：嗚呼、箕子、惟天陰鷲下民、相協厥居、我不知其彝倫攸敘。」とあり、蔡沈集伝に「彝、常也；倫、理也。」とある。

〔二〕「大清律令」卷八の戸律・戸役に「人戸以籍爲定。」とある。また、「大清律」戸律・婚姻「良賤爲婚姻」に「凡家長與奴

娶良人女爲妻者、杖八十。女家減一等、不知者不坐。……各離異改正。」とある。

第二十三段 地理部

【原文】

地理門類極廣、畢宮保原藁爲二十二門、分荒遠・總載・沿革・形勢・水道・都邑・方隅・方言・宮苑・古蹟・書院・道場・陵墓・寺觀・山川・名勝・圖經・行程・雜記・邊徼・外裔・風物二十有二、不免繁碎。今暗分子目、統於五條之下、一曰總載、二曰分載、三曰方志、四曰水道、五曰外裔。其暗分子目、以類相從、觀者可自得也。

【訓読文】

地理は門類極めて広し、畢宮保の原稿は二十二門を爲し、荒遠・総載・沿革・形勢・水道・都邑・方隅・方言・宮苑・古蹟・書院・道場・陵墓・寺觀・山川・名勝・図經・行程・雜記・辺徼・外裔・風物の二十有二に分かつは繁碎を免れず。今暗かに子目を分かつて、

五條の下に統ぶ、一に曰わく総載、二に曰わく分載、三に曰わく方志、四に曰わく水道、五に曰わく外裔。其れ暗かに子目を分かつ、類を以て相從わば、觀る者自得す可し。

【現代語訳】

地理は門類が極めてひろく、畢沅の原稿では二十二門としていた。荒遠・総載・沿革・形勢・水道・都邑・方隅・方言・宮苑・古蹟・書院・道場・陵墓・寺觀・山川・名勝・図經・行程・雜記・辺徼（異国）・風物の二十二門に分けるのは繁雜を免れない。今、ひそかに子目を分けて、五門に統合することとする。一に総載、二に分載、三に方志、四に水道、五に外裔である。五門中をひそかに子目ごとに分け、類ごとにならべれば、見る者もおのずと理解できるであろう。

第二十四段 地理部方志門

【原文】

方志自前明以來、猥濫已甚、與齊民家譜、同一不可

攪擷。今亦取其著録有徵、及載籍論次所及、則編次之。其餘不勝錄也。

【訓読文】

方志は前明自り以来、猥濫すること已に甚だし、齊民の家譜と、同一にして攪擷すべからず。今亦た其の著録の徵有る、及び載籍論次の及ぶ所を取りて、則ち之を編次す。其餘は勝けて録せず。

【現代語訳】

(地理部の)方志は明代より、むやみに濫造されること甚だしく、平民の家譜と同様に取り出すことができな。今はやはり著録で証拠だてられるもの、また書籍に掲載されるものを取りあげて、編次することとする。そのほかはすべてを記録しきれない。

第二十五段 地理部水道門

【原文】

水道之書與地志等、但記自然沿革者方入地理。其治

河・導江・漕渠・水利等類施人力者、概入於故事部工書條下。

【訓読文】

水道の書と地志等、但だ自然の沿革を記す者は方に地理に入るべし。其の治河・導江・漕渠・水利等の類の人力を施したものについては、概して故事部の工書の下に入る。

【現代語訳】

水道と地誌などは、ただ自然の沿革を記録するものを地理部に入れるべきである。治河・導江・漕渠・水利などの人力を施すものについては、一律に故事部の工書の条に入れる。

第二十六段 地理部外裔門

【原文】

外國自有專書、如『高麗圖經』『安南志』之專部、『職貢圖』『北荒君長錄』之總載、則入地理外裔之部。如

『奉使琉球録』及『星槎勝覽』^{〔註二〕}、凡冊使自記行事者、雖聞及外國見聞、而其意究以記行為重、則皆入傳記中記事條下。

【訓読文】

外国に自ら専書有り、『高麗図経』『安南志』の専部、『職貢図』『北荒君長録』の総載の如きは、則ち地理外裔の部に入る。『奉使琉球録』及び『星槎勝覽』の如く、凡そ冊使自ら行事を記す者は、間々外国の見聞に及ぶと雖も、而して其の意は記行を以て重きを為せば、則ち皆な伝記中の記事條の下に入る。

【現代語訳】

外国についてもおのずと専書がある。『高麗図経』や『安南志』の専門にある国について書かれた書物、『職貢図』『北荒君長録』など様々な国の記事を掲載する書籍などは、地理部・外裔に入れる。『奉使琉球録』や『星槎勝覽』のように、すべて冊封使が自ら出来事を記録したものは、時に外国の見聞におよぶとはいっても、書物編纂の意図は出来事の記録を重点を置いて

るので、いずれも伝記中の記事の条に入れる。

【訳注】

〔二〕琉球奉使関係の著述は、四庫全書では『使琉球録』が雜史類存目に、『使琉球記』が伝記類存目に、『琉球圖説』が地理類存目に、『琉球入太學始末』が政書類存目にそれぞれ著録されている。

『星槎勝覽』は鄭和の遠征に通訳官としてしたがった費信による南方諸国の風物の記録。四庫未収。

第二十七段 故事部

【原文】

故事原分一十六門、今併合爲十門。出君上者爲訓典、臣下者爲章奏、統該一切制度者爲典要。専門制度之書、分吏・戸・禮・兵・刑・工六科、其例最爲明顯、而其嫌疑似之迹、無門不與傳記相混〔原注：其詳辨見傳記〕。惟確守現行者爲故事、規於事前與誌於事後爲傳記、則判然矣。官曹次於六書之後、亦故事之書也、名似與吏書相近、而其實亦易辨。吏書所部、乃銓敘官人、申明

職守之書、官曹乃即其官守而備盡一官之掌故也。古者官守其法、法具於書、天下本無私門、故無著錄之事也。^{注二}官私分而著述盛、於是設官校錄而部次之、今之著錄皆從此起也。官曹之書、則猶有守官述職之意、故以是殿六曹之後焉。

【訓読文】

故事は原一十六門に分かつ、今併合して十門と為す。君上に出づる者は訓典と為し、臣下者は章奏と為し、一切の制度を統該する者は典要と為す。専門制度の書は、吏・戸・礼・兵・刑・工の六科に分かつ、其の例最も明顕為り、而して其の嫌介・疑似の迹、伝記と相混ぜざる門無し〔原注：其の詳辨は伝記に見ゆ〕。惟だ現行を確守する者は故事と為し、事前に規はかると事後に誌すを伝記と為せば、則ち判然たり。官曹は六書の後に次す、亦た故事の書なり、名は吏書と相近ごときが似くも、而して其の実は亦た辨じ易し。吏書の部する所、乃ち官人を銓叙し、職守を申明するの書、官曹は乃ち其の官守に即して一官の掌故を備尽するなり。古者官は其の法を守り、法は書に具わり、天下に本より私門

無し、故に著録の事無し。官私分れて著述盛んになり、是に於て官を設けて校録して之を部次す、今の著録は皆な此れ従り起こるなり。官曹の書は、則ち猶お官を守り職を述ぶるの意有り、故に是を以て六曹の後に殿またむ。

【現代語訳】

故事はもと一十六門に分類していたのを、今、併合して十門とする。君上に由来するものは訓典とし、臣下によるものは章奏とし、すべて制度をひろくまとめたものは典要とする。特定の分野における制度をまとめた書籍は、吏・戸・礼・兵・刑・工の六科に分類する。これらの例は最も明晰ではあるが、境界にあるもの、紛らわしい事績は、伝記と互いに混乱しない分類はない〔原注：その詳細な分析は伝記にみえる〕。ただ現行（の制度）を堅持するものは故事とし、事前に企画したものと事後に記録したものを伝記とすれば、判然として区別がつく。官曹は（吏・戸・礼・兵・刑・工の）六科の後ろにおく、これもまた故事の書である。名称は吏書と似通っているが、内容は判別しやすい。吏書に分類するのは、官

人の銓衡・昇進について、また、職掌を明らかにする書籍であり、官曹の方はその職掌に即してある官職の故実を網羅したものである。古は、官が法を守り、法は書に具わり、天下にはもとより私門はなかった。そのため書籍を著録するということもなかった。官私に分れて著述は盛んになったため、(著録のための)官職を設けて群書を校讎・著録して分類・編次したのである。今の著録はすべてそこから起こったものである。官曹に入る書籍には、まだなお官職を継承していくという意味がある。そこで六曹の後におくこととしたのである。

【訳注】

【一】私門に著述のない時代には百官の分掌がそのまま群書の分類であり、別に著録の方法も存在しなかったということ。『校讎通義』原道第一之一には「有官斯有法、故法具於官、有法斯有書、故官守其書、有書斯有學、故師傳其學、有學斯有業、故弟子習其業。官守學業皆出於一、而天下以同文爲治、故私門無著述文字。私門無著述文字、則官守之分職、即羣書之部次、不復別有著錄之法也。」とある。

第二十八段 目錄部

【原文】

目錄一門、不過簿錄名目之書、原無深義、而充類^{〔注一〕}以求、則亦浩汗難罄。合而爲七略・四簿、分而爲經史百家、副而爲釋道二藏、其易言耶^{〔注二〕}。且如詩文之目、則有摯虞之『文章志』。鍾嶸之『詩品』、亦目錄也^{〔注三〕}。而『詩話』、『文心』、凡涉論文之事、皆如『詩』、『書』小序之例、與『詩』、『書』相爲發明、則亦當收矣^{〔注四〕}。圖書之目、則『書評』、『畫鑿』得以入之^{〔注五〕}。金石之目、則『博古』、『琳琅』諸籍得以入之^{〔注六〕}。故曰學問貴知類^{〔注七〕}、知類而又能充之、無往而不得其義也。

【訓読文】

目錄の一門、簿録名目の書に過ぎず、原は深義無し、而して類を充めて以て求むれば、則ち亦た浩汗にして罄り難し。合すれば七略・四簿と爲り、分かつては經史百家と爲る、副えて釈道二藏を爲す、其れ言ひ易からんや。且つ詩文の目の如きは、則ち摯虞の『文章志』有り。鍾嶸の『詩品』も亦た目錄なり。而して『詩話』

『文心』、凡そ文を論ずるの事に渉るは、皆な『詩』『書』小序の例の、『詩』『書』と相發明を為すが如くなれば、則ち亦た当に収むべし。凶書の目は、則ち『書評』『画鑑』以て之を入るを得。金石の目は、則ち『博古』『琳瑯』の諸籍以て之を入るを得。故に曰う、学問は類を知るを貴び、類を知りて又た能く之を充おむれば、往くとして其の義を得ざる無し、と。

【現代語訳】

目録の一門は、帳簿・名簿の書に過ぎず、元来は深い意味などなかった。しかし同類の事柄を拡げていこうとすれば、また限りなくひろがってしまい成果をあげるのも困難となる。合わせれば、七略・四部となり、分ければ経史百家となり、傍らに釈道二藏ということになる、簡単にいうことなどできようか。さらに詩文の目録となると、摯虞の『文章志』があり、鍾嶸の『詩品』も目録である。また、『詩話』『文心雕竜』など、およそ詩文について論ずる事に関わるものは、いずれも『詩』『書』の小序が、『詩』『書』（の経文）と相互に發明しあうようなものであれば、やはりまた収録すべ

きである。凶録の目録は、『書評』『画鑑』を入れるべきである。金石の目録は、『博古録』『琳瑯』の諸書は入れるべきである。だから、学問は類を知ることを貴び、類を知ってさらに拡充していけば、どこまでもその義を失うことはない、というのである。

【訳注】

〔一〕「充類」は類似の事例を推し拡げること。「孟子」万章下に「(萬章)曰：今之諸侯取之於民也、猶禦也。苟善其禮際矣、斯君子受之、敢問何説也。曰：子以爲有王者作、將比今之諸侯而誅之乎。其教之不改而後誅之乎。夫謂非其有而取之者盜也、充類至義之盡也。」とあり、集注に「其謂非有而取爲盜者、乃推其類、至於義之至精至密之處而極言之耳、非便以爲真盜也。」という。

〔二〕「其易言」は、「孟子」離婁上に「人之易其言也、無實耳矣。」とあるのにもとづくものか。

〔三〕摯虞『文章志』は、『晋書』本伝に四巻を撰述したと見え、また、『隋書』経籍志・史部・簿録類にも同じく四巻として著録され、兩唐志にも史部・目録類に著録されている。佚文が『三国志』裴松之注、『文選』李善注などに引かれ、漢魏

の文人の伝記集であつたことがわかる。鍾嶸「詩品」は「校讎通義」宗劉篇に、「文心雕龍」と並べて「評点之書」の源として指摘され、また「文史通義」文理篇にも取り上げられているように、まずは詩論書、批評書として理解しているようであるが、同じく「文史通義」詩話篇に、「詩品」が詩人・詩風の由来、源流を説くところから、「詩品」深從六藝潮流別也。」と述べ、またその自注に「如云某人詩、其源出於某家之類」、最爲有本之學。其法出於劉向父子。」と言うように、「詩品」に劉向・劉歆父子の字も見ている。

〔四〕「詩話」は、底本および諸本の通りであるが、「詩品」の誤りか。梁・鍾嶸撰の詩論書。一名「詩評」。注〔三〕を参照。

〔五〕「書評」は、梁の庾肩吾、字は慎之撰「書品」を指すか。その総序に従えば、東漢から梁に至るまでの書家百二十八人を取り上げ、上上から下下に至る九品に格付けし、それぞれ論評を付す。「隋志」には、選者名を載せず、史部・簿録類に「書品二卷」が著録されている。なお、「旧唐志」（古今目錄）以下の図書目録の多くは、該書を經部・小学類に著録し、四庫全書では、子部・藝術類に著録している。「画鑑」は元・湯垕編の画論書。一名「古今画鑑」。三国呉から当代に至るまでの絵画について時代ごとに作家を挙げながら論じる。四

庫全書・子部・藝術類・書画之属に著録される。

〔六〕「博古」は、宋・王黼編の「宣和博古図録」三十巻を指す。宣和殿に収蔵される先秦から唐代に至るまでの青銅器を二十類に分けて解説、考証する。「郡齋讀書志」「直齋書録解題」の二書は、ともに史部・目錄類に著録しているのに対し、四庫全書では、子部・譜録類に著録する。「琳瑯」は、明・都穆編の「金薤琳琅」二十巻を指す。宋・洪適編「隸釈」の体例に従い、先秦から唐代に至るまでの歴代の金石碑刻を集め、跋尾を附して解説、考証する。四庫全書では、史部・目錄類に著録される。

〔七〕「知類」は物事の差違・軽重を理解すること。「孟子」告子上に「孟子曰：今有無名之指，屈而不信，非疾痛害事也，如有能信之者，則不遠秦楚之路，爲指之不若人也。指不若人，則知惡之；心不若人，則不知惡，此之謂不知類也。」とあり、集注に「不知類，言其不知輕重之等也。」とする。「易教下」に「六藝之文，可以一言盡也。夫象歟，興歟，例歟，官歟，風馬牛之不相及也，其辭可謂文矣，其理則不過曰通於類也。故學者之要，貴乎知類。」とある。

第二十九段 伝記部

【原文】

傳記門目、自來最易繁雜、其志創於『隋志』雜傳。而『隋志』部次、已甚混淆^{〔注二〕}。蓋非專門正史、與編年紀傳顯然有別者、凡有記載、皆可混稱傳記^{〔注二〕}。著錄苟無精鑒^{〔注三〕}、則一切無類可歸者、皆恃傳記爲龍蛇沮也^{〔注四〕}。畢宮保原臺本分傳記子目一十有七、斟酌增減、定著十門、亦不得已也。

【訓読文】

伝記の門目、自來最も繁雜なり易し。其れ志は『隋志』雜傳に創まる。而して『隋志』の部次、已に甚だ混淆す。蓋し専門の正史に非ずして、編年・紀伝と顯然と別有る者、凡そ記載有るは、皆な混じて伝記と稱す可し。著録苟も精鑑無くんば、則ち一切の帰す可き類無き者、皆な伝記を恃みて龍蛇の沮と爲す。畢宮保の原稿は本伝記の子目一十有七に分かつ、斟酌増減して、十門に定著す、亦た已むを得ざるなり。

【訓読文】

伝記の門目は、従来もつとも繁雜になりがちであつた。書目における著録は『隋書』経籍志・史部の雜伝にはじまつたものだが、『隋書』経籍志の部次は、すでに甚だ雜糅している。おもうに専門の正史ではなく、編年・紀伝とはつきりと違いのあるもの、およそ記述のあるものは、すべて混じて伝記と稱すことができる。著録はもしも優れた見識がなければ、一切の帰属すべき類がないものは、すべて伝記まかせて玉石混淆の状態となつてしまう。畢沅の原稿で元々伝記の子目を十七に分けていたのを、斟酌増減して、十門に定めたのも、やむを得ないのである。

【訳注】

〔二〕「伝記」という門目について、章学誠は「伝記」で「傳記之書、其流已久、蓋與六藝先後雜出。古人文無定體、經史亦無分科、《春秋》三家之傳、各記所聞、依經起義、雖謂之記可也。經禮二載之記、各傳其說、附經而行、雖謂之傳可也。其後支分派別、至於近代、始以錄人物者、區爲之傳、敘事蹟者、區爲之記。」と述べている。また、『隋書』経籍志の雜伝について、『隋書

経籍志詳攷」は「雜傳は唐六典一〇に、『紀先賢人物』とある。七録は雜傳部のほかに鬼神部を設けているが、隋志はこの二類を併せたものと思われる。新舊唐志にも雜傳部は置かれていたが、新唐志は道佛關係の傳を子部道家類に、また志怪の傳を子部小説家類にそれぞれ移している。」と指摘している。

〔二〕「黠陋」に「史學衰而傳記多雜出、若東京以降、《先賢》、《著舊》諸傳、《拾遺》、《搜神》諸記皆是也。史學廢而文集人傳記、若唐宋以還、韓柳誌銘、歐曾序述皆是也。」とある。

〔三〕「精鑿」はすぐれた鑑識眼。韓愈「與鳳翔邢尚書書」に「欲求士之賢愚、在於精鑿博采之而已。」とある。

〔四〕「龍蛇之沮」は、玉石混淆のこと。「与朱少白書」に「向、歎絕學失傳、校讎諸家不知流別、故文集一體至今、如淮、泗入河、浩無統攝、是以無實之文章、率應酬惡濫不堪、皆藉集部以爲龍蛇之沮、實因無校讎專門爲之辨流別而清良賤也。」とある。

第三十段 小説部

【原文】

小説始於『漢志』、今存什一、而委巷叢脞之書、大

雅所不屑道。『續文獻通考』載元人『水滸演義』、未爲無意、而通人鄙之、以此諸家著錄多不收稗乘也。今亦取其前人所著錄而差近雅馴者、分爲瑣語・異聞兩目、以示不廢芻蕘之意。^{注二。}

【訓読文】

小説は『漢志』に始まり、今に存するもの仕に一、而して委巷叢脞の書、大雅の屑しとせざる所の道なり。『続文獻通考』は元人『水滸演義』を載す、未だ意無しと爲さず、而して通人之を鄙しむ、此を以て諸家の著録多く稗乘を収めざるなり。今亦た其の前人の著録する所にして差雅馴に近き者を取りて、分ちて瑣語・異聞兩目と爲し、以て芻蕘を廢せざるの意を示す。

【現代語訳】

小説は『漢書』藝文志に始まり、現存するのは十分の一、路地の細々とした話を寄せ集めた書であり、博雅の士は価値を認めぬ学問である。『続文獻通考』は元人『水滸演義』を掲載しており、意図がなかったとはいえないが、博覽多識の人は見識が低いと評価した。

ここから諸家の著録は多く稗史を収載しなくなった。今はやはり前人の著録するものでやや雅馴に近いものを取りあげて、瑣語・異聞の二目にわけて、草刈りや木樵の言葉も棄てない姿勢を示す。

【訳注】

〔一〕『漢書』藝文志・諸子略に小説家を置いて、その序に「小説家者流、蓋出於稗官。街談巷語、道聽塗說者之所造也。孔子曰：『雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥、是以君子弗爲也。』然亦弗滅也。閭里小知者之所及、亦使綴而不忘。如或一言可采、此亦芻蕘狂夫之議也。」とある。

第三十一段 著録の方式

【原文】

朱氏『經考』體例、先分四柱、今仍用之。首著書名、名下注其人名、次行列其著録卷數、三行判其「存」「佚」及「闕」與「未見」也。惟著録卷數、間有不注所出、今則必標出處、視朱爲稍密矣。如漢・隋・唐志並有、則以最先之書著録。其兩三史志並有而篇卷不同者、則

著其可徵之數、而以他錄同異注其下。或史志及官私著録所無而旁見他書記載者、必著其說於下曰：「見某書、不著録」。又有見於他書所稱述而并無其篇卷者、則必著「無篇目」字〔原注：此朱氏未有之例也〕、所以明其信而有徵也。或全書之中、摘取數篇、別有當著之名目〔原注：如歐・蘇等集內之外制及奏疏、又如歐集內之『歸田錄』、韓集內之『順宗實錄』〕、則必著現在某書。如但於文集傳誌類中敘其人生平著有某書、而他著録所無、則必著云「見某篇所引」。惟近代人、其書現存而未著録者、始用朱氏不戴出處之例。朱氏引書皆現存者。惟阮孝緒『七錄』已佚、而僅見於『隋經籍志』、注文稱「梁有某某書、卷若干」者、朱氏皆直書『七錄』。一似『七錄』至今存者、引古之例、似有未合。然據法應著「隋志」注引『七錄』文云云、方合於例。而其文繁累無取、且此事本亦人所共知、朱氏不爲欺人、是以今仍其例。

【訓読文】

朱氏『經考』の體例、先ず四柱を分かち、今仍りて之を用いる。首めに書名を著し、名の下に其の人名を注す。次行に其の著録卷數を列し、三行に其の存・

佚及び闕と未見とを判ず。惟だ著録卷数は、間々出づる所を注せざる有り、今則ち必ず出処を標し、朱に視まじいて稍密を為す。如し漢・隋・唐志並びに有らば、則ち最も先の書を以て著録す。其の両三史志並びに有りて篇卷同じからざる者は、則ち其の徴す可きの数を著し、而して他録の同異を以て其の下に注す。或いは史志及び官私の著録に無くして他書の記載に旁見する所の者、必ず其の説を下に著して「某書に見ゆ、著録せず」と曰う。又た他書の称述する所に見え、而して並びに其の篇卷、無き所の者有らば、則ち必ず「篇目無し」の字を著す（原注：此れ朱氏未だ有らざるの例なり）、其の信にして徴有るを明らかにする所以なり。或いは全書の中、数篇を摘取して、別に当に著すべきの名目有らば（原注：如えば欧・蘇等集内の外制及び奏疏、又た如えば欧集内の「帰田録」、韓集内の「順宗実録」、則ち必ず「某書に現在す」と著す。但だ文集伝誌類中に於て其の人の生平著に某書有り」と叙すのみにして、他の著録に無き所の如きは、則ち必ず著して「某篇の引く所に見ゆ」と云う。惟だ近代の人、其の書現存して未だ著録せざる者にして、始めて朱氏の出処を載からざるの例を用いる。朱氏の

引書は皆な現存せる者なり。惟だ阮孝緒「七録」は已に佚す、而して僅かに「隋経籍志」の注文に「梁に某書有り、卷若干」と称して見ゆる者、朱氏は皆な直だ「七録」と書す。一に「七録」今に至るまで存する者の似く、引古の例、未だ合わざる有るが似し。然れば法に抛りて応に「隋志」注に「七録」の文を引きて云云」と著すべし、方に例に合す。而して其の文繁累にして取る無く、且つ此の事本より亦た人の共に知る処、朱氏為に人を欺かず、是を以て今其の例に仍る。

【現代語訳】

朱彝尊『経義考』の体例では、最初に四項を設けている。今やはりその方法を踏襲する。最初に書名を記し、その下に撰者名を注記する、次行には著録している目録とその巻数をならべ、三行目には存・佚及び闕と未見とを区別する。ただ（『経義考』は）著録と巻数とは、時折出処を注記していないことがあるが、『史籍考』では必ず出処を標記することとし、朱彝尊にならいつつ、やや緻密にする。もし『漢書』藝文志・『隋書』経籍志・『旧唐書』経籍志・『新唐書』藝文志がどれも

載せていけば、最初のものによって著録する。二三にみえていて篇巻が同じでないものは、証拠のある数字を記し、他の記録の異同を其の下に注記する。史志および官私の著録にはみえず、他書の記載の中にみえているものは、必ずその下に説明を加えて、「某書にみえている、(史志および官私の目録には)著録せず」と記す。また他書に言及されるものの、篇巻についての記述がないものがあれば、必ず「篇目なし」の文言を記す(原注:これは朱氏にはなかった体例である)、『史籍考』の記述が) 確實で証拠があることをはっきりさせるためである。あるいは書籍全体の中から、数篇を取り出して、それだけを別に記録しておく必要がある(原注:たとえば、欧陽脩・蘇軾らの別集中の外制及び奏疏、また欧陽脩の『扁田録』、韓愈の『順宗実録』など)、必ず「某書に現存している」と記す。ただ文集や(墓表・墓誌銘・行状など) 伝誌の類にその人物の生涯で著書には某書があつたと述べるのみで、他の著録にみえないようなものは、必ず「某篇の引用の中にみえている」と記す。ただ近代の人で、その書籍が現存している目録にはまだ著録されていない場合に、はじめて朱氏の出処を記載しないという例

を用いることとする。朱彝尊が引用するのはすべて現存する書物である。ただ、阮孝緒『七録』だけはすでに散佚しており、『隋書』経籍志の自注に「梁には某書有り、卷若干」としてみえる記事を、朱彝尊はみただ「七録」と記していて、まるで「七録」が現在まで伝存するかようになっており、古書を引用する例には、合致していないもののごとくである。であれば、しかるべき方法によって「『隋書』経籍志の自注に『七録』の文を引いて……」と記すべきであり、そうしてこそ通例に合致する。しかしながらそのような文章は煩わしくて用いるほどのものでもなく、しかもそのことはもとより皆知っていることでもある。朱彝尊はそんなことで人を欺こうとしたわけではない。そこで『史籍考』でもその例を踏襲することとする。

第三十二段 存・佚・未見・闕

【原文】

存佚必實見而著「存」、知其必不復存而著「佚」、然亦有未經目見而見者稱述其書、確鑿可信、則亦判「存」。

又有其書久不著録而言者有徵、則判「未見」。如『後漢』謝承之書、宋後不復録、而傅山謂其家有藏本、曾據以考『曹全碑』、雖琴川毛氏疑之^三、然未可全以爲非、則亦判爲「未見」、所以志矜慎也。又如古書已亡、或叢書刻其畸篇殘帙、本非完物、則核其著録而判「闕」。亦有其書情理必當尚存、而實無的據、則亦判爲「未見」。他皆倣此。

【訓読文】

存佚は必ず実見して「存」と著し、其の必ず復た存せざるを知りて「佚」と著す。然して亦た未だ目見を経ざるも見し者其の書を称述して確鑿信ず可き有らば、則ち亦た「存」と判ず。又た其の書久しく著録せられざるも言う者徵有る有らば、則ち「未見」と判ず。『後漢』謝承の書の如きは、宋の後復た録せず、而して傅山其の家に藏本有りと謂い、曾て拠りて以て『曹全碑』を考う、琴川毛氏之を疑うと雖も、然るに未だ全て以て非と為す可からざれば、則ち亦た判じて「未見」と為すは、矜慎を志す所以なり。又た古書の已に亡び、或いは叢書其の畸篇殘帙を刻すが如きは、本

より完物に非ざれば、則ち其の著録を核べて「闕」と判ず。亦た其の書情理において必ず当に尚お存すべきも、而して実到的拠無き有らば、則ち亦た判じて「未見」と為す。他は皆な此に倣う。

【現代語訳】

存佚は実際に目睹したものに限って「存」とし、必ず存在しないと判明したものは「佚」と記す。そして自身が実際に目にせずとも、実際に見た者の記述が精確詳細で信頼できれば、「存」と判断する。また、久しく著録されないものでも、それに言及する者に確証があれば、「未見」と判断する。例えば謝承の『後漢書』などは、宋以後（の目録）には収録されないが、傅山は家藏本があるといい、それを用いて『曹全碑』の考察もしており、琴川の毛氏は疑っているが、全く非であるとはいえないため、やはり「未見」と判断する。記載に慎重を期すためである。また散佚した古書を、叢書が（輯めて）断片を刻しているような場合は、もとより完本ではないので、その著録を確かめて「闕」と判断する。また諸事情から推して必ず存在しているはず

だが、確証がない場合にも「未見」と判断する。ほか
もこのような体例に倣うこととする。

【訳注】

〔一〕『傳山全書』（山西人民出版社、一九九一年）の「雜記四」に「謝承後漢書」の一条があり、「謝承《後漢書》、余家有之、永樂間揚州刻本。初郃陽曹全碑出、曾以謝書考證、多所禪、大勝范書、以寇亂亡失矣。」とある。「曹全碑」は「漢郃陽令曹全碑」のこと。明の万曆始めに出土したが、碑石が断裂したため、明末には断裂以前の状態の良い拓本は貴重であった。

第三十二段 結語

【原文】

此書爲鎮洋贈宮保畢公所創稟、遺編敗麓、斷亂無緒。予既爲朱氏補『經考』、因思廣朱之義、久有斯志。聞宮保既已爲之、故輟筆以俟觀厥成焉。及宮保下世、遺緒未竟、實爲藝林闕典。因就其家訪得殘餘、重訂凡例、半藉原文、增加潤飾、爲成其志、不敢掩前人創始之勤也。〔注二〕

【訓読文】

此の書は鎮洋贈宮保畢公の創稿する所爲り、遺編敗麓、斷亂して緒無し。予既に朱氏の爲に『經考』を補い、因りて朱の義を広めんことを思い、久しく斯の志有り。宮保既に已に之を爲すを聞き、故に筆を輟めて以て厥の成るを觀るを俟つ。宮保下世するに及び、遺緒未だ竟らず、實に藝林の缺典爲り。因りて其の家に就きて訪ひ殘餘を得、凡例を重訂し、半ば原文を藉り、增加潤飾して、爲に其の志を成し、敢て前人創始の勤を掩わざるなり。

【現代語訳】

本書は、鎮洋贈宮保畢公（畢沅）の着手したものであるが、残された原稿は破れた籠の中に入れられ、ばらばらになっていた。私は、朱氏のために『經義考』を補い、さらに朱氏の義を広めようと思ひ立ち、長い間、そのような考えをもっていた。畢沅がすでにその事業をおこなっていると耳にしたため、筆を置いて、その完成を待ち望んでいた。畢沅が逝去し、遺業は終わらなかつたのは、實に藝林の痛恨事であった。そこ

で私は畢沅の家を訪い、残稿を得て、凡例を重訂し、なかばは原文を借り、増加潤飾して、畢沅の遺志を完遂させた、あえて前人が創始した精勤の事蹟を掩うようなことはしないのである。

【訳注】

〔一〕「遺編敗麓、斷亂無緒……因就其家訪得殘餘」について、王重民は「《史籍考》」の稿子、章学誠從武昌携往杭州、繼續支持半年、應該毫無損亂、《釋例》所謂「遺編敗麓、斷亂無緒」、並不是真實情况。又說：「因就其家訪得殘餘。」「其家」意味着畢沅家、但實際上應是章学誠的家。這些地方的措詞、若是出於謝啓昆已經不算對；若出於章学誠更是不對（盜賣畢公《史考》的話、當由此傳來。」と述べる。章学誠が畢沅の旧稿を盗んだという流言があったことについては、「又與朱少白」に、邵晋涵の伝を編むため、子息に邵晋涵の著書の閲覧を求めたところ、「僕（『章学誠』）負生死之誼、盜賣畢公《史考》、又將賣其先人筆墨、獻媚於謝方伯、是以不取於僕。」と拒絶されたという話が載せられている。